

令和2年第1回美幌町議会定例会会議録

令和2年3月 3日 開会

令和2年3月18日 閉会

令和2年 3月17日 第9号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

6番	伊藤伸司君
5番	木村利昭君
12番	上杉晃央君
10番	坂田美栄子君
2番	稲垣淳一君

○出席議員

1番	戸澤義典君	2番	稲垣淳一君
3番	大江道男君	4番	高橋秀明君
5番	木村利昭君	6番	伊藤伸司君
7番	馬場博美君	8番	古舘繁夫君
9番	藤原公一君	10番	坂田美栄子君
副議長	11番 岡本美代子君	12番	上杉晃央君
議長	14番 大原昇君		

○欠席議員

13番 松浦和浩君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会会長	矢萩浩君
監査委員	高木清君	教 育 長	

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
民生部長	那須清二君	経済部長	石澤憲君
建設水道部長	川原武志君	病院事務長	但馬憲司君
事務連絡室長	志賀寿君	会計管理者	武田孝司君
総務主幹	関弘法君	防災危機管理主幹	河端勲君
まちづくり主幹	田中三智雄君	政策主幹	後藤秀人君
財務主幹	中尾亘君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	片平英樹君	環境生活主幹	渡辺靖行君
児童支援主幹	小室秀隆君	福祉主幹	影山俊幸君
健康推進主幹	大場圭子君	農政主幹	佐々木斉君
みらい農業センター主幹	午来博君	耕地林務主幹	中沢浩喜君
商工観光主幹	多田敏明君	施設管理主幹	以頭隆志君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	菅敏郎君	地域医療連携主幹	高山吉春君
事務連絡室次長	川口真人君	教育部長	田村圭一君

学校教育主幹	遠藤	明君	学校給食主幹	斉藤	浩司君
社会教育主幹	露口	哲也君	スポーツ振興主幹	浅野	謙司君
博物館主幹	鬼丸	和幸君	農業委員会事務局長	酒井	祐二君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川	明弘君			

○議会事務局出席者

事務局長	遠國	求君	次	長	佐藤	和恵君
議事係長	鶴田	雅規君	議事係	新	田	麻美君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから令和2年第1回美幌町議会定例会第15日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番大江道男さん、4番高橋秀明さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、松浦議員、病气療養中のため欠席の旨、届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

次は、13番松浦和浩さんの予定であり

ますけれども、本日欠席のため、会議規則第61条第4項に基づき、通告の効力を失いましたので、順次繰り上げて続けます。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君）〔登壇〕 それでは、通告に従い3問の質問をさせていただきます。

質問事項1、公共施設のLED化について。

蛍光灯ランプ・蛍光灯照明器具につきましては、国の新成長戦略、エネルギー基本計画や一般社団法人日本照明工業会「照明成長戦略2020」の目標があり、大手電機メーカーは生産中止を決定しております。

このような状況から、町の小中学校をはじめ、他の公共施設のLED化の現状についてお聞きしたいと思います。

また、今後の公共施設のLED化の計画について、町長の考えをお聞かせください。

二つ目、農業振興について。

経営所得安定対策について。

経営所得安定対策は、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金と農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策として実施されております。

また、食料自給率、食料自給力の維持、向上を図るため、飼料米、麦、大豆などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金が実施されているところであります。

このような中、農産物の日米貿易協定が本年1月1日から発効され、牛肉、豚肉などは発効と同時にTPPと同じ水準まで関税が削減され、TPP、日欧EPAに次ぐ大型協定の発効となったところでありますが、次の事項についてお聞かせください。

①経営所得安定対策の平成30年度の実績についてお聞かせ願いたい。

②現在の経営所得安定対策については、

農業者にとっては十分な対策となっているとは思えません。その対応策について、JA等の関係団体、関係機関と協議するなどして、経営所得安定化対策の見直しについて、国に要望すべきと考えますが、町長の考え方をお聞かせください。

質問3、美幌町立国民健康保険病院の医療体制について。

(1) 常勤医師の確保について。

12月の第8回定例町議会において、町長から、小児科、泌尿器科、婦人科及び外科の医師4名が令和2年3月末までにそれぞれ退職されるとの行政報告がありました。

常勤医師確保に向け最大限努力していくとのことでしたが、現状についてお聞きいたします。

(2) 夜間・休日の救急医療体制について。

医師退職に伴って、夜間・休日の救急医療体制は、常勤の医師を中心に担っているとのことであり、医師の負担増加になっていると思いますが、今後の対応についてお聞きいたします。

また、人工透析診療についても今後の対応をお聞きいたします。

(3) 地域包括ケア病床の導入について。

令和2年5月から運用開始予定の在宅復帰支援のための地域包括ケア病床の導入について、具体的な内容をお聞きいたします。

以上、3点の質問をさせていただきました。よろしくお聞きいたします。

○議長(大原 昇君) 町長。

○町長(平野浩司君)〔登壇〕 伊藤議員の御質問に答弁いたします。

初めに、公共施設のLED化についてであります。

御質問の公共施設LED化の現状と計画についてであります。蛍光灯照明は大手企業が生産中止を発表しており、現時点

で、引き続き蛍光灯の販売を行う大手企業もありますが、いずれ生産中止となることも想定し、将来的には、全ての公共施設の照明についてLED化を実施することが必要だと考えております。

町の小中学校につきましては、北中学校の一部を除き蛍光灯照明となっております。なお、学校現場では、文部科学省インフラ長寿命化基本計画、行動計画に基づき、令和2年度までに各自治体の個別施設計画の策定が求められていることから、計画策定時において、小中学校のLED化を検討してまいりたいと考えております。

また、他の公共施設については、役場庁舎、スポーツセンター、下水終末処理場、町民会館、国保病院など、規模の大きい施設についてはおおむね実施されているところでありますが、一部実施や未実施の施設については、それぞれの所管部署により費用対効果を精査の上、順次計画的にLED化の実施に向けて検討を行ってまいりますので、御理解のほどよろしくお聞きいたします。

次に、農業振興についてですが、初めに、1点目の経営所得安定対策の平成30年度の実績についてであります。国から生産者に直接交付された金額は31億1,583万円となっております。

次に、2点目の経営所得安定化対策の見直しについてであります。農林水産省のホームページには、経営所得安定対策を円滑に実施するため、直接相談を受け付ける窓口を掲載しており、地域ごとの相談先として、本町は、農水省北海道農政事務所北見地域拠点、美幌町役場、美幌町農業再生協議会が案内されております。

現在までに、経営所得安定対策の改善に関する相談、意見などは、国、町のいずれにも寄せられておりませんが、これまでも、オホーツク圏活性化期成会を通して、外国との貿易協定等における適切な対応及び実効ある経営所得安定対策の実施を要望

しており、今後も農業、農村を取り巻く実態の把握に努め、必要に応じて要望を行うことを考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、国保病院の医療体制についてであります。

1点目の常勤医師確保についてですが、昨年12月の第8回定例町議会におきまして行政報告をいたしましたとおり、退職医師の後任確保につきましては、地域医療を確保する上で最低限必要な診療科として考えます小児科及び外科医師の常勤医師確保に重点を置き、後任医師の確保に取り組んでまいりましたが、現時点におきましても医師確保のめどは立っていない状況にあります。

この間、大手紹介会社や北海道大学小児科医局、北海道庁医師確保対策課などを訪問し、国保病院の医師確保の状況や地域の医療体制の維持、確保について説明するなど、地域医療を希望する医師の招聘につなげようと努めてまいりましたが、具体的に医師の紹介や医師本人とのコンタクトまでには至っておりません。

引き続き、主要な医師紹介会社と情報交換を行いながら、医師確保に努めてまいります。

なお、小児科につきましては、乳幼児健康診断の実施が可能な大空町在住の小児科医師から連絡を受け、非常勤ではありますが、毎週水曜日の午後に実施されている乳幼児健康診断と乳幼児予防接種に限定して従事いただくことで合意し、令和2年1月より勤務を開始しているところであり、今後につきましても、常勤医師が確保できるまでの間は引き続き勤務いただくこととしております。

2点目の夜間・休日の救急医療体制についてですが、このまま後任医師が確保できない場合は、これまで月3回から4回の宿日直に当たっていたものが月5回から6回へ増加することとなり、常勤医師の

負担が増えることは、議員御指摘のとおりであります。

今後の常勤医師の負担を少しでも軽減するため、現在、外部に依頼している週末の宿日直について、月2週から3週へ拡大することとして、先般、新たな依頼先となる北海道大学病院消化器外科医局と協議が調い、令和2年4月から派遣をいただけることとなったところであります。

このことにより、常勤医師の負担は月5回程度と、若干ではありますが、緩和され、常勤医師が確保できるまでの間は、この体制にて夜間、休日の救急医療体制を実施してまいりたいと考えているところであります。

また、人工透析診療は、透析装置29台を有し、患者数70名に対し、毎週月曜から土曜の午前及び午後の2部体制により診療を行ってまいりましたが、担当する医師が5名から3名体制へと減少することから、通常の外來診療との両立を図るため、曜日ごとの実施人数の見直しをさせていただき、月曜、水曜、金曜は従来のまま2部体制で、火曜、木曜、土曜は午前のみ1部体制とすることで対応を図り、令和2年1月後半より運用を行っているところであります。

見直しにより、1部当たりの実施人数が増加となっておりますが、患者様の御理解をいただき、診療時間内で支障なく診療を終えているところであります。

3点目の地域包括ケア病床の導入についてですが、地域包括ケア病床は、平成26年の診療報酬改定で新設された病床で、目的は、一般病床において急性期治療を終了し、病状が安定しているものの、すぐに在宅に移行するには不安のある方の療養や重症度、医療・看護必要度の高い方の治療継続、在宅復帰に向けたリハビリテーションを必要に応じて実施するなど、在宅に戻ることを前提に医療支援を行うための病床として設けられたものであります。

入院期間は患者様の状態に合わせて60日を限度とし、60日間の入院費は、1日1回、定額により算定されるものです。

入院費には、入院基本料、投薬料、注射料、簡単な処置料、検査料、画像診断料、リハビリテーション料が全て包括されるため、急性期病床と同じような高額な治療をすることができない病床となります。

病床運営に当たっては、在宅への復帰率が70%以上、重症度、医療・看護必要度の割合が10%以上、病床を管理する常勤の理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士を1名以上配置し、リハビリテーションを必要とする患者様に1日平均2単位以上のリハビリを提供することが定められています。

国保病院におきましては、最終的な退院先を在宅とする地域包括ケアを推進することはもとより、病床利用率の向上による収益向上を図るため、地域包括ケア病床の導入について、新公立病院改革プランに位置づけ、これまでリハビリスタッフの増員などの人材確保や運用に当たっての実績づくりを行ってまいりましたが、このたび、2階病棟44床のうち8床を地域包括ケア病床に指定し、令和2年4月に厚生労働省へ届出を行い、同年5月から運用を開始したいと考えているところであります。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） それでは、1の質問から再質問をさせていただきます。

文科省より、令和2年度中までにインフラ長寿命化基本計画を策定ということですが、具体的にどういう進め方でいくのか、順番等や概算費用など、分かる範囲でお教え願います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 教育委員会から答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの長寿命化計画の関係でございますが、昨日お認めいただいた令和2年度予算に、計画策定費用として430万円を計上してございます。その計画において事業費等々を詰めていくわけでございますが、その中のLED化に小学校と中学校を盛り込んでいきたいと考えております。

事業費につきましては、その中に積み上げているものと考えておりますので、御理解いただきたく、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん、

○6番（伊藤伸司君） 1番についてはよろしいです。ありがとうございました。

次に、農業振興について再質問させていただきます。

特にオホーツク管内においては、野菜がたくさんありまして、畑作三品の比率が高い地域であります。本年度は、3年に一度の見直しの年で、ここに資料を持ってきているのですけれども、小麦については、昨年度と比較して、反当たり平均で2,500円ぐらい減る予定です。単純に60キログラムだと250円、二条大麦ですとプラス1,280円、六条大麦は5,660円ということでマイナス70円、裸麦ですとプラス1,320円です。それから、大豆におきましては9,930円でプラス810円です。てん菜になりますと、マイナス16%で、トン当たりマイナス610円です。この基準糖度は16.6%です。

それから、でん粉の原料用バレイショについては、プラス1,890円となっております。

プラスになった部分は基本的に面積が少ない作物であり、面積が大きい小麦やてん菜は大幅に下がります。今年はこのことを含めて直接払交付金に変わることを申し上げます。

経営所得安定対策につきましては、国が

策定するものですので、町や道がどうのこうのという話ではないですけれども、その三品以外の野菜と生食ジャガイモ等を含めて、先ほど言ったとおり、T P P等、外国とのいろいろな通商条約ができました。

実際の卸価格はまだ下がってきていないところもありますけれども、特に牛肉等の卸売価格が格段に下がってきているのが現実でございます。

関税としては1年間で1割とか2割下がるぐらいしかないのですが、今後、6年から10年かけて関税が撤廃される作物が多いので、それに向けまして、いろいろな協議団体とお話をしながら、経営所得安定対策も含めた対応策を考えていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

経営所得安定対策については、終わらせていただきます。

次に、3番、国保病院の医療体制についてです。

常勤医が確保できないということは、予算編成のときの一般質問でも聞きましたけれども、いろいろなところにお願ひしているが、まだまだ足りない部分があるようです。

私が一部に聞いたところによりますと、特定医療行為という制度があって、医師の指導のもとに看護師が医療行為をある程度代替できるということですが、それを取り入れることによって、現在の医師の負担が減ったり、患者数の低減を防ぐことができると考えられるのですけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 特定医療行為について、私どもの看護師が厚生労働省が指定する研修を受講することによって、医師の指示のもとに診療を直接支援していくことができることは承知しているところであります。

医師の負担軽減という部分では、看護師

による特定医療行為を取り入れることで医師の負担軽減につながるがございます。本来であれば北海道厚生局から職員を招いて研修を行う予定でございましたが、新型コロナウイルスの関係で延期となりましたので、今後は、病院の中において特定医療行為の研修が実施できないか、実施するとすればどのような体制が必要なのかということを考えていきたいと思ひているところでございます。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） その意向は承りました。

今現在いる6人の常勤医と2人の非常勤医、それから、派遣の非常勤医も含めまして、あまりにも長い期間を少ない人数で同じ医療をすることは、医療崩壊ではないですが、いろいろな負担があると思ひます。

また、現在、頑張っただいただいている医師のモチベーションが落ちたりしますので、そういうことも含めて進めていただきたいと思います。

夜間・休日の医療体制につきましてもお伺いしましたが、医師の確保にはできるだけ努めていただきたいと思います。

3番の地域包括ケア病床の導入についてですけれども、これを導入することによって収益がどれぐらい上がるのか、患者の負担がどれぐらいになるのか、また、周知をどういうふうにするのか、病院でこれぐらい預かれるということも含めてお伺いします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 地域包括ケア病床の収益の関係でございますけれども、病床としては、一般的な急性期の治療を終えた後、症状が安定した段階で、在宅復帰に向けて一定程度のリハビリや療養を継続することで、より在宅に向けての準備が整うということがあります。ですから、入院期間が当然長くなりますので、それに

伴って病床利用率が上がっていきませんが、具体的に金額がどれぐらいということではなく、病床利用率が高まることによって収益を見込んでいきたいというものでございます。

あとは、病床の周知の関係でございますけれども、該当になる患者様の判定につきましては院内で検討していくことになるわけですが、患者様に対する周知を行いながら医師の判断も含めて、対外的にこういった病床を設けますということで広報やホームページなどを活用しながら周知していくことになると思っております。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 先ほどの回答では、2階病棟の44床のうち、8床をケア病床にするということですが、トラブルが多くなったり少なくなったり、普通の患者が入ることへの障がいになったりということはないのですか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 今回の8床という数字でございますけれども、リハビリが必要でこの病床に入院される患者様につきましては、1日平均2単位を求められております。

この平均2単位というのは、1年を365日とカウントしますので、当然、土・日における日数も含まれ、リハビリが実施できるのは相当な回数に及びます。そのため、現在のリハビリスタッフの人数から考えますと、限界が8床であるということでのこのような設定になったものでございます。

つきましては、この8床の中で、必要な患者様に有効に活用していただけるように患者様を選定していく形になろうと思っております。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 8床が限界という

ことですので、今後、これを導入していただいて、患者がよりスムーズに社会復帰できることを願います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大原 昇君） これで、6番伊藤伸司さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、10時35分といたします。

午前10時31分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君）〔登壇〕 私からは、さきに通告いたしましたとおり、大きく2点の質問をさせていただきます。

まず、一つ目でございますが、子育て支援に向けた取組について、学童保育の受入れ対象児童の拡充についてということで質問させていただきます。

現在、美幌町の学童保育の受入れは、原則小学1年生から3年生までの3年間のみとなっております。しかし、共働き世帯の増加、近所との関係の希薄化などにより、4年生以上の児童の受入れを望む声が多く聞こえてきております。

美幌町子ども・子育て支援事業計画にも、今後、対象児童の拡充に向け検討していきますとうたわれておりますが、親子ともに安心して生活を営むことができるよう、早急に対応すべきと考えます。

民生部と教育委員会、小学校との連携により、余裕教室を活用し、4年生以上の児童でも受入れができるよう対象を拡充すべきと考えますが、今後の具体的な計画をお聞かせください。

続いて、二つ目です。

行政職員の視察研修についてでありま

す。

行政職員の見聞を広めることを目的とした他自治体への視察研修について。

美幌町では、特定の研修などを除き、現在、行政職員その他自治体への視察研修は行われておりません。しかし、町の行政を担う職員にこそ、様々な見聞を広めるためにも他自治体で取り組んでいる政策や、その自治体で政策に取り組む職員の熱意を感じていただきたいと思いました。

私が視察させていただいた先進地自治体では、職員の課題解決能力を向上させる一環として、先進地である他自治体への視察研修を実施することで、資料やデータだけでは感じることでできない空気感や熱量を直接肌で感じ、モチベーションの向上に努められるように取り組んでおりました。

実際に、第一線で町民と触れ合い、課題を感じる機会が多い行政職員にこそ、様々な課題解決に自ら取り組み、その解決策の選択肢を増やすことができるよう、先進的取組を目で見て、肌で感じる視察研修を職員の研さんとして促すべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

以上、大きく2点について御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 木村議員の御質問に答弁いたします。

学童保育の受入れ対象児童の拡充についてですが、本町の学童保育所につきましては、現在、小学1年生から3年生までの受入れとなっておりますが、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の対象児童の範囲が拡充されたこと、また、平成31年1月に実施しましたアンケート調査のニーズなどから、学年拡充の必要性について認識しているところであります。

国においては、放課後児童健全育成事業の実施に当たり、児童の安全性を考慮し、学校施設の余裕教室を活用することが望ま

しいと推奨していることから、本町におきましても、学年拡充の検討に当たりましては、余裕教室の活用の可能性について教育委員会と協議を重ねてきたところであります。

しかしながら、現在の小学校は児童数が減少してきておりますが、特別支援学級の在籍者数が増えているほか、習熟度別少人数指導などにより、余裕教室がない状況であります。

御質問の今後の具体的な計画についてですが、各小学校における児童数の推移を見極めながら、それぞれの学校の状況に応じた段階的な学年拡充や各小学校近隣の公共施設の活用の可能性も視野に入れるなど、児童への安全性や利便性を考慮した中で、学年拡充の実現に向け、様々な検討を行ってまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、行政職員の見聞を広めることについてですが、職員が他の自治体による先進的取組を目で見て、肌で感じる視察研修を、職員の研さんとして促すべきではとの御質問であります。本町における現在の取組といたしまして、自己啓発研修制度を設けております。

これは、職員自身が自己の知識や能力について認識し、これらの向上を目指して、他の先進地自治体の事例研修及び各種研修会などを通じ自己研さんを図るもので、希望する職員が計画書を自ら策定し、視察研修を行うもので、毎年度実施しているところでございます。

また、自治大学校や地域活性化センター等への研修派遣も行っており、そこに参加する職員は、長期にわたり他自治体職員との意見交換を行い、研修の内容そのものに加え、他自治体の先進施策などを学んできているところでもあります。

先進的な取組を行う他の自治体等への視察研修を行うことで、視野の拡大、意欲の高揚及び創造性の誘発を図り、新しい発想

の視点に立って職務に取り組むことは重要なことと認識しているところであり、本年度に見直しを行う美幌町職員人材育成基本方針におきましても、自己啓発並びに職員研修の充実を掲げることとしております。

今後も引き続き、自己研さんにつながる研修の充実に向けた取組をしっかりと行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それではまず、一つ目の子育て支援に向けた取組についての部分から再質問させていただきます。

回答の中にありましたそれぞれの学校の状況に応じた段階的な学年拡充や各小学校近隣の公共施設の活用の可能性も視野に入れるなどといった答弁をいただきましたが、段階的という部分では、まず、4年生まで拡充することはどうなのでしょう、お答えください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、美幌や東陽、旭ということで、現在、東陽、旭については定員がぎりぎりの状況で受け付けております。今後、その定員を見た中で、学校によって受入れが可能であれば、例えば、その学校のみを4年生まで拡大するという事で考えていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それでは、現状の各小学校の余裕教室の状態はどのようになっているのでしょうか、分かる範囲で構いませんので、教えてください。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの余裕教室の関係でございますけれども、1回目

の答弁でも申し上げましたとおり、児童数は減少しておりますが、特別支援学級や習熟度学級等で活用しているため、現状としましては、余裕教室は各小学校ともない状況にあります。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今、余裕教室が全くないと受け止めさせていただきました。

町長からの答弁にもございました小学校近隣の公共施設の活用の可能性も視野に入れるという御回答をいただきましたが、現実的に、小学校の近くの公共施設となると、恐らく、旭だと青稲会館とか、美幌小学校ですと地域用水広報館といった部分になると思いますが、そういったところで学年を拡充して学童保育を行うことも検討されているということではよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、教育長からも、学校に余裕教室がないという話をしました。

前段で一斉に学年を段階的に上げて拡充したらという話ですけれども、それは難しいので、学校の状況に応じて、例えば、4年生まで可能か、ひょっとしたら5年生までいけるかというように、今、預かっている学童の子供たちの状況を見て、それから、今後預かってほしいと言われる子供たちの状況を見て、まずは対応をすべきと考えております。

今の御質問の近隣公共施設というお話ですが、私どもがお子さんをお預かりする中で一番危惧するのは、やはり安全性をしっかりと保てるかということなのです。そういう意味で、美幌町の学童が全て学校の中にあって連動していて、敷地内から一回出ること、交通事故や他の事故に巻き込まれるのではないかと考えると、やはり同一敷地内がベストという考え方を持っております。

そういった中で、敷地内に建物を建設してもいいのではないかという話もあるのですけれども、今のこういう経済状況の中で、それから、子供が減る状況の中では、そういう考えは選択肢としては難しいので、近隣の公共施設ということでありませぬ。

答弁では、近隣公共施設という話をしましたけれども、町全体として、教育委員会も含めて学校内で完結できないかということもありますが、線をすばっと引いてこうでなければいけないということではなく、皆さんが何を重点に考えるかということだと思います。そして、子供のことを考えたときに、どこまでみんなで譲り合えて安全性を保てるかということを考えてときに、それでも駄目だという場合については、他の公共施設を考えていくということを検討していきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今、町長からもお話をいただきましたが、部署で線を引くのではなくという部分について伺いたいと思います。

現状、学童保育は民生部の所管になっておりまして、学校は教育委員会になっております。私は、どうして学校は教育委員会で、学童は民生なのだろうと考えさせてもらったことがあるのですが、学校の管轄の関係からいけば、放課後という時間でくるのではなく、教育委員会が一本化して、ある程度管理することを考えていく必要があると考えたのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今は、文部科学省と厚生労働省という分け方で政策をしているのが現状です。しかし、現場の人たちについては、そんなにこだわっていない部分があると私は思っています。

私も教育委員会にいましたが、子供に対

してというところがぶれてくると、これはうちに関係ないとか、これはこっちだよという形になりますので、そこだけはぶれないようにしていきたいと思っております。

実際に子供たちに向き合っているのは、国ではなく、私たちや地域の人たちなので、そういうことを考えれば、今、議員がおっしゃったような、教育委員会だ、民生部だというところは、何らかの新しい方法もとれるかと思っています。

ただ、こういうふうにしたいということ私をここで発言すべきではないと思っておりますが、町長の立場としては、子供をしっかりと育てる、そして、お預かりするという概念からいけば、いろいろな方法があると思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 美幌町の新年度の予算は、平野町長のカラーがすごく出たものだったのではないかと私は思っております。

その中で、子育て支援の部分がかなり強く押し出されておりました、子育てをしている世代にとってはかなりうれしいものになったのではないかと思っております。

そういった意味で、子育てに強いまち、子育てに優しいまちをうたっていくからには、実質的な管轄の部署と国との連携という部分があるのは重々承知しておりますが、町としては、そういった垣根を越えて、子供たちのために、子供を育てているお父さん、お母さんのために力を入れていただきたいと個人的に思います。

現状のお話として、私の耳によく入ってくる声ですけれども、現在、4年生以上の児童は学童保育が使えない中で、土曜日や長期休みの際に、お父さんやお母さんの仕事は休みになりませんので、子供たちはコミュニティセンターに入っている児童センターをよく利用しているという声をかなり聞きます。しかし、この児童センターの昼

休みにはそこで昼食をとることができないので、一度、お家に帰りなさいという形になるそうです。

家が児童センターの近くにあつて、そこに誰かしらがいれば問題ないと思うのですが、遠くの稲美や日の出など、子供が時間をかけて児童センターに行っている現状において、お昼御飯だからお家に一回帰って、また戻るということは、児童センターを利用している子供がお昼を食べるために親がいない家に帰ることになります。これは、安全性の観点から言うと、逆に危険なのではないかと私は思いました。

学童保育が4年生以上まですぐに拡充されて対応できれば、それにこしたことはないのですが、現状でこういった利用をされている子供たちがいる中で、このまま危険を増やす状態ではいけないのではないかと思うのです。このあたりの改善の余地についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、一度帰らなければならぬというのは、そのとおりだと思います。遠いところだと危険なこともあると思いますので、その辺の実態を確認した上で、改善できるものがあれば検討したいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 働き手の保育士など、施設に関わる人たちの負担が増えてしまう部分で心苦しいところがありますので、そういったところも最大限考慮して取り組んでいただきたいと思います。

それでは、続きまして、二つ目の行政職員の視察研修についての中で再質問をさせていただきます。

答弁の中にありました自己啓発研修制度の利用状況や実績等は怎么样了のか、教えてください。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 御答弁申し上げます。

自己啓発研修でございますが、まず、目的といたしましては、全職員を対象としているところでございます。

他の市町村等に出向いたり、全国的に開催されている研修会等をそれぞれの職員がピックアップして、職員自らが計画を立てて提案している内容となっております。

実績でございますが、過去5年は毎年実施している状況で、それぞれ1名ずつの研修という実績となっております。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） とてもいい制度だとは思いますが、一つ伺います。

毎年1名というのは、上限が毎年1名となっているのか、それとも、そういったことはないけれども、現状で1名というところなのか、教えてください。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 例年、それまでの状況等を鑑みた中で、毎年2名ずつの予算を設けているところでございます。その中で、実際に提案のあった実績が1名ということで、その1名につきまして研修を実施している、そのような内容となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 全職員が対象で各々が計画していくということで、私が職員だったらぜひ使いたいと思うすごくいい制度だと思います。

私が危惧しているところは、まず、研修に行きたいと思う人は、自分はスキルアップしたいという意欲がすごく高い方だと思うのです。ただ、役場だけではなくて、民間企業もそうだと思うのですが、ほかの人

たちが忙しく業務に追われる中で、私が行きますとって業務に穴を空けてしまうと、利用しにくいと思います。

特に、勤めが長くなると、そういった部分を考慮して使いにくいとってしまうのではないかと想像するのですが、それがまず一つです。

それから、自分から手を挙げていける人は問題ないと思うのですが、自分がどういう能力を身につけたらいいのか分からない人たちに、例えば、主査、主幹、部長なりが、君はこういう部分をもっと勉強したほうがいいと思うので、こういうところに行ってきたらいいのではないかと、強制的ではなくお勧めするのはいかがでしょうか。

例えば、Aさんはこういう部分の能力を高めたらいいのではないかとということで、そういった部分の研修先を探して行ってみたらどうかとお勧めする制度が整えられたらいいと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 私どもの職員の研修の機会という部分を考えれば、私は、研修の機会がたくさんあって本当に恵まれていると思っております。

今、木村議員がおっしゃいましたけれども、問題なのは、職員研修の機会に恵まれているけれども、どうして研修を受けないのだということです。これを組織としてきちんと認識する必要があると思っております。

例えば、職員本人が忙しくて研修は行けないという思いがあるかもしれません。それから、上司の顔を見ると、行っていないのかという雰囲気があると思います。

それから、一番困るのは、職員自身が研修に行っても仕方がないと思う職員がいると思うのです。また、上司から見れば、今忙しいから研修よりも仕事をしてほしいという思いがあります。逆にあなたのスキル

アップのために積極的に研修に行ったらという場合もあります。

今、私が言った両方の部分を組織としていかに直していくか、そこをきちんとしなければいけないと思っています。

今回の答弁の中に、自己研さんにつながる研修の充実ということがありましたけれども、その本質は、今、私が言ったことをしっかり解決しなければならないと思います。その起点の部分を考えて、今回の美幌町職員人材育成基本方針をしっかりと直させていただいたというよりも全面改訂させていただきました。

こういう職員を私たちが望んで、それに対して組織としてどう向き合うのかということをしかりやる必要があると思います。そのことをしかりやっただけであれば、今ある制度をたくさん使ってくれれば、私は思いますし、逆に、私も含めて管理職は職員に勧める努力ができると思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私は民間で働いてきましたので、仕事をしていく中で情報を身につけることが何よりの武器だというのは自分でも身をもって感じております。情報を制する者は戦を制すという言葉もあります。

先ほど町長もおっしゃっていましたが、行っても意味がない、それなら仕事をしたほうがいいのではないかとこの考えを持っている人も少なからずいるのではないかと思います。

私も、若いときはそういうふうにも思っていたこともありましたが、研修に行ったところでも思っていたこともありましたが、実際に現場で一生懸命取り組んでいるほかの人の熱量を感じることで、全然違うのだなと、自分の今までの取り組み方を変えていかなければならないと、生産性が上がったりする部分も少なからずあるのではないかと

と思いますので、ぜひそのあたりをお願いしたいと思います。

最後に提案といいますか、一つ質問させていただきます。

過去に、美幌町の「美」がつく自治体との連携があったと伺っておりますが、「幌」という漢字がつく地名は、アイヌ語の特別な漢字ということで、北海道にしかないと伺っております。

例えば、「幌」のつく自治体と連携をとって視察をし合ったり、職員だけではなくて自治体として意見交換をしたり、連携していくという取組はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 最初の「美」のつくまちのサミットということで、私が若いときには、それに関わって、実際にやっておりました。ところが、いつの間になくなってしまったという状況です。なぜかということとは、今、手持ちの資料がないのですけれども、私が企画をしていた当時と交流していた仲間たちとは今でもネットワークを持っていて、年齢的に私より年下の方しか地元に残ってはいないのですけれども、今、そういう人たちがそれなりの立場になって、連絡を取り合っていて、困ったときには連絡をとっています。

今の提案の「幌」ですと札幌や南幌などになりますが、そういうことに特化したつながりを持つことの検討の余地はあるのですけれども、あえてそれをやることよりも、他の自治体の人たちとつながってほしいということがあります。

残念ながら、新年度予算では希望者はいなかったのですがすけれども、地域活性化センターや農業塾などは、全国から30名から40名の方が至るところから集まってくるので、そのネットワークを得られます。そこに来る人たちは、皆、やる気がある方々ですから、民間も含めて本当におもしろい話が聞けるし、自分もそこに行ったら大事にしてもらえます。そういう意味

で、若い人たちにはそういうところの研修をしっかりと受けてほしいという思いがあります。

○議長（大原 昇君） これで、5番木村利昭さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君）〔登壇〕 それでは、私はさきに通告した2項目について、順次質問させていただきたいと思います。

1点目は、組織機構の見直しについて、グループ制の見直しについてでございます。

平成30年6月定例会のグループ制の質問では、平成29年5月の主幹職アンケートを実施した結果、従来の課係制と変わっていない、組織機構や事務分掌、事務量の見直しが必要で、主幹及び主査の名称が町民に浸透していないとの評価でありました。

他自治体の例なども参考に、令和3年度の新庁舎供用開始を見据えながら、本町に見合った組織体制を研究したいとの答弁でした。

新庁舎完成まで1年となりましたが、これまでの美幌町事務改善委員会等における検討状況及びグループ制の廃止を含めた見直しの考え方をお伺いいたします。

この質問の二つ目でございますが、職員のモチベーションを高めるための取組についてでございます。

組織見直しに関連して、主査職以下の若い職員の仕事へのモチベーションが数年前から低下しているのではと危惧していると

ころであります。地方自治体を取り巻く環境は、人口減少、経済の低成長時代、地方への権限が拡大する中で財政難もあり、独自の施策展開は大きく制約され、職員にとってやりがいや達成感を得やすい仕事に出会うことが減少していると感じております。

あわせて、管理職の部下職員の人材育成の取組の姿勢が弱まっていると感じております。このことは、若い職員の仕事に対する積極性に大きく影響を与えることになり、仕事へのモチベーション、動機づけ、達成感を得られない状況を生み出す要因ではないかと考えられます。

町長に就任して、特に若い職員の仕事へのモチベーションをどのように捉えておられるのか、また、モチベーションを高めるための方策についてお聞かせください。

大きな二つ目、役場新庁舎への移転後の公共施設の有効活用についてでございます。

具体的には、保健福祉総合センター及び別館の具体的な活用についてであります。

平成31年3月定例会において、新庁舎建設後の保健福祉総合センター及び別館の有効活用について質問をいたしました。

保健福祉総合センターは、条例の目的を効果的に推進できるよう、関係団体との協議を進めている。また、別館は立地や駐車台数などの条件に支障がない団体と協議を進めているとの答弁でした。

その際、保健福祉総合センターを利用する団体が活動する上での具体的な課題を指摘させていただきましたが、現在までの協議状況と今後の活用方法をお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 上杉議員の御質問に答弁いたします。

グループ制の見直しについて。

グループ制見直しに係る検討状況につきましては、美幌町行政事務改善委員会にお

いて、さきを実施しましたアンケート結果を踏まえ、一定の整理を行うところまで議論を完了したところであります。

その見直しの具体的な考え方につきましては、現在の担当をグループにする、グループ長の主査がグループ内を掌握する、課制の復活としております。

これまでのグループ制によって、担当間については協働体制が確立されていることから、現在の担当をグループとするものであります。このことにより、人員配置をフレキシブルに実施することが可能となり、人口減少を背景に、将来的に職員数を減少させる際には、グループ制を用いることで業務の集約による統合が係制に比してスムーズに行うことができることとなります。

また、主査職の管理監督者としての人材育成を図る観点から、主査が所属長の承認を経てグループ内の事務分掌を決め、業務進捗状況、繁忙期の業務分担などを行うものであります。

そして、課制の復活については、従来の主幹を課長に名称変更し、所属長として課にある各グループ、現在の担当について総合的に指揮、監督するものであり、課内職員のグループ間異動を部長の承認を経て行えるように、部長については副町長の承認を経て、部内職員の課間異動を行うことができるものとします。

なお、アンケート結果からは、グループ制の再編だけではなく、事務量の見直しが必要との意見も寄せられており、組織機構及び事務分掌の見直しと併せて実施することが適当であるとの判断の下、全グループを対象とした業務量調査を実施し、その結果をもとに、現在検討を進めているところでありますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

次に、職員のモチベーションの捉え方がありますが、基本的には町長のリーダーシップのもと、各業務の総合的な取組を推進するとともに、求める職員像を明らかにし

た上、職場の風土や人事管理等の改善、研修の充実等を図り、職員一人一人が意欲を持って自己の意思で主体的に学習し、能力を高められる環境づくりが重要と考えております。そのためには、管理職等の自覚と部下に対する適切な指導、助言が不可欠であると認識しているところであります。

モチベーションを高める方策としましては、各種事務事業に対し改善意見を提案する機会を設けて多彩な発想を引き出し、その自主性や向上を図ること、与えられた職務に対する評価のみならず、自らの意思と工夫による挑戦、努力などを認めていく挑戦意欲あふれる職場づくりに努めること、他の市町村や民間企業の職員、地域住民等の様々な分野の人々と交流する機会など、職員一人一人が自己啓発に取り組みやすい職場風土づくりを推進していくことなどがあると考えております。

そして、管理職等は、自らの取組姿勢が職員の意識や職場の雰囲気には大きな影響を与えること、また、職員の特性を的確に把握し、それぞれの能力や性格などに応じた指導を行う立場にあることを十分に認識し、指導、育成を行うことが何より重要であるとと考えております。

今後も組織的に自己啓発を促すサポートをしていく環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、役場新庁舎へ移転後の公共施設の有効活用についてですが、保健福祉総合センターにつきましては、条例で定められているとおり、町民の健康づくりと生きがいづくりを図るとともに、地域保健福祉活動を効果的に推進することを目的としている団体に対し、移転に係る可能性の有無について状況を説明した中で、意向や意見を聴取しながら協議を進めているところであります。また、役場別館については、移転に支障のない団体に対し、同様に協議を進めているところであります。

御質問の現在までの協議状況と今後の活用方法についてであります。老朽化の著しいゆうあいセンターに入居している全ての団体に対して、庁舎建て替えに併せ、役場別館と保健福祉総合センターに限らず、他の公共施設を含め移転していただけるよう、協議を進めております。

各団体においては、施設の立地、利用できる面積、会員が利用する駐車場のスペースなど、要望を聞いた中で利用できる町公共施設などについて情報提供をしながら、すり合わせを行っております。また、現在、保健福祉総合センターを利用する団体についても、利用スペースの拡大などの要望もあり、併せて調整を行っているところです。

協議の中では、現在の民生部の一部及び美幌町社会福祉協議会の空きスペースへの移転に当たって、個人情報保護の観点から、他団体との間仕切り設置を希望する団体もあり、各団体の配置について調整を進めてまいります。

移転後も業務を円滑に行うことができるよう、本年10月末までには移転する団体を決定し、2021年、令和3年の新庁舎供用開始後は、移転先に配置できるよう環境を整え、さらには、老朽化している施設の縮減が図られるよう、引き続き取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 初めに、グループ制の見直しから再質問させていただきます。

これまでの議論の結果、現在の担当をグループにする、グループ長の主査がグループ内を掌握する、課制の復活等を答弁いただきました。

私は、課制の復活については賛成いたし

ますが、それ以外のグループ長が主査というものが非常に分かりにくいです。現在の担当をグループにするのでは、責任の所在が明確にならない、あるいは指揮、命令がうまくいかないように思いますが、現状で本当にうまくいっているのでしょうか。

グループ制を用いることで、業務の集約による統合が係制に比べてスムーズに行えるというお答えですけれども、係制とこの見直し後のグループ長などを比較して、どこがスムーズに行えるのか、具体的にお答えいただきたいと思うのです。

実は、平成30年6月にこの件について一般質問した際に、今の総務部長、当時の総務主幹がこのように答えていらっしゃいます。

現在のグループ制のほうが業務を進める上でサポート体制が整っているのかというアンケートの問いにつきまして、変わっていないというが目立った回答になっております。その結果、課係制のときと比べて、組織運営上、それほど変わっていないだろうという認識でありますと答弁しております。

さらに、グループ内、いわゆる担当間の壁を取り払ってグループ全体で一つの固まりとして仕事に当たっているかという問いかけに対し、当時、副町長は決してそうになっていないと答弁されています。これを受けて、先ほどの答弁で、グループ長の主査が掌握する形で現在のグループ制を残すということは、この答弁と整合していないのではないかと思います。

もともとの課係制、係長がいて係長が掌握するのに対して、今度は主査がグループ長になって掌握するようですが、具体的にこういうふうになるのだというものがこの答弁から見えないので、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいま議員から御指摘いただきましたグループ制の見

直しにつきましては、今、議員から御説明があったとおり、平成30年6月の議会です。町としての答弁をさせていただいております。

今回は、平成29年にアンケート調査を行いまして、その結果を踏まえて行政事務改善委員会において1年半ぐらいかけて課題をいろいろと整理した中で、美幌町の望ましい行政組織の体制をどのようにするべきかということで意見交換を重ねてまいりました。

その中で、現在のグループ制については、一定程度その機能が発揮されている部分はあります。それは協働体制として、グループ内で何か新しい業務、新しい仕事が発生的に発生した際に、グループ内の職員が連携を深めながらしっかりと対応しているということが現にできております。

そういったいいところを残しつつ、一方では、先ほどの主幹などの名称が外部から分かりづらいという御指摘も当然認識しておりますので、改めるべきところは改めるべきだという意見で一致したところでございます。

1回目で答弁させていただいておりますけれども、グループの単位を従来の課から係に最小化するわけですが、その一つのグループは、4名から6名ぐらいの職員の体制が一番望ましいのではないかという結論としております。ですから、新しいグループが機能すれば、4名ないし6名の職員が協働体制をしっかりと構築した中で、日々の業務に当たっていくことになり、新しい突発的な業務に対しても対応していく体制がとれるのではないかと考えているところであります。

グループ長につきましては、現行は主幹職になっておりますが、制度見直し後については、主査職が掌握するということが今では考えてございます。

主査職がグループ長として役割を発揮するということが、整うまでの間は難しい面

もあろうかと思いますが、今後は人口減少が進みますし、行政組織の体制もその時々に応じて見直しを図らなければならないと思っております。

当然、管理職は今まで以上にしっかりと能力を発揮するのはもとより、若い世代の主査職が役場ですべき仕事をしっかりと認識した中で、自分は何をすべきか、どうあるべきかという意識を高く持った中で日々の仕事に向き合ってもらわなければならないと思っております。ですから、人材育成という観点も含めて、グループ長については主査職で考えたいと思っております。

また、課制の復活につきましては、以前より議員から御指摘があったとおり、分かりづらいということは多くの皆さんの認識が一致していると思っております。そこはしっかり改めて、見直し後については課の名称を復活してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

十分な答弁にはなっていないかもしれませんが、以上、御答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 先ほどの答弁に基づいた考え方だと思っておりますが、協働体制がグループ制によってとられているので、いいところを残すということですが、逆に質問しますが、課係制のときに協働体制はとれていなかったのですか。

私は、課係体制のときも新たなことが出てきたら、課長を中心に係長を集めてしっかりと連携をとっていたと思うのです。グループ制になって、殊さら協働体制がとれるようになったと聞こえるのですけれども、昔の体制の中でも、職員の皆さんは、課長を中心に係長を集めて連携をとりながら、応援体制がとれていたと思うのですが、グループ制は特にそういうところの効果が上がったという評価なのではないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 先ほどの最初の質問の中に、アンケートをとったときに、グループ制によってそんなに変わっていないということと前副町長がグループの固まりとして仕事に当たっていないと発言をしたというお話がありました。

正直に言いまして、このシステムについては、私が制度設計をしました。今回、担当といろいろと話した中でいくと、職階制の取扱いに対してまずかったかなということが一つの反省であります。

グループ制をする中において、職階制として美幌町がやってきたときには、部長としての立場があって、そこにグループがあって、その下もグループ化したのです。

それは、現場で一番働く係長たちにとすると、仕事の明確さというよりも、管理職が何をやっていくかという指示をしっかりと出せなければだめだと思っていたので、私は効果としては十分にあったと思います。しかし、全てではないという思いはあります。

ですから、私が部長になったときは、グループ制は非常にやりやすかったです。部としての大きな器の中に課長がたくさんいて、その中にそれぞれのグループがありました。

しかし、当時言われたことは、管理能力がしっかりしていて、それぞれの部長なり課長があなたは何をするかということを理解していないと難しいということでした。

今回のいろいろな反省の中で、職階制を下げよう。ですから、部長から課長に下げ、課長がその中で何をやるかということをも明記して、それをそれぞれの係長にフレキシブルに、あなたはこれをやりましょうということでも明確にする。今までは、課長にこういうことをやってと言ったら、課長がその下の係長に何をやるかということが示せなかったことが問題だったのではないかと、当時、制度設計をした者として考

えております。

先ほどのアンケートの中では変わっていないとか、固まりとして仕事をしていないという話を別の立場で聞いていて、私は非常に残念でした。名称的に分かりづらいという部分は確かに否定できませんが、そういうふうに理解して、私も含めて皆さんがこの制度設計はこうだということが明確に分かっていたら、グループ制に対しておかしいという話にはならないと思います。

今回、皆さんで検討した中で、職階を下げて課長を中心としたグループ制にしたいという考え方に対しては、繰り返しになりますけれども、私が常々心配していた部分をきちんと整理してくれたと思っていますので、可能であればこういう体制を進めていただきたいという思いを職員に伝えております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 平成18年に導入してから、この間、この問題を何回か取り上げてきましたけれども、今の平野町長の答弁だと、管理職がしっかりしていなかったから、このグループ制を導入したことをきちんと理解されないで、十分機能しないまま十数年がたったと聞こえるのですけれども、それは果たしていかがなものかと思えます。

もう一つは、このアンケートはたしか主幹職にしかやっていないです。私は、そのときに、主査職、係の人たちがこのことについてどう向き合っているかということについて掘り下げるべきではないかということ、意見をしっかりと聞いた中で制度設計をしたらどうですかという質問をしました。

課長が中心になって内容をきちんと把握しながら、係長がそれぞれの部下に事務分掌をうまく振り分ける形は、従前も課係制の中ででき上がっていました。

当時の総務主幹から、取組についてどう

いうものがありましたかということで、それを使っていた民生部長から、唯一、民生部の事例を発表していただきましたけれども、それは、今も幾らでもできるはずなのです。今、特にいろいろな形で国から多様な課題を行政側に投げかけられて、それを必死になって職員がこなしていく時代ですから、先ほど総務部長が言った協働といったことは、これから欠かせない職員間の連携だと思っております。

私は、グループ長というものがよく分からないのですけれども、今のグループ制の中でできることをやり切っていないところがあると思います。新しい庁舎ができれば、何々部、何々課はいいのですが、グループ長というものは、具体的にどんなふうに表示して、どんな説明をイメージされているのか、お答えいただけますか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 何点か御質問いただきましたので、答弁漏れがございましたら指摘をいただきたいと思えます。

まず、グループ制の見直しに当たってのアンケートですが、なぜ主幹職が対象だったのかという御指摘だったと思えます。

御承知のとおり、現行のグループ制については平成18年4月にスタートしております。当時もアンケートを実施しておりますが、部長職、これは従前の課長職になりますが、こちらと主査職を対象に実施しております。

今回の見直しに当たっては、当時の大課、大係制といいますか、従来の行政組織を経験している職員なら、グループ制導入後の効果があったか否かということの意見をしっかりと反映できるだろうということで、従前を知っている職員に同じ項目でアンケートをとるスタイルをとってございます。については、現行の主幹職を対象にアンケートを行って、平成18年当時と29年の比較をした中で、制度設計がどうだったのかという検証を行っており、その結果に

基づいて、行政事務改善委員会で議論を進めてきたわけであります。

それから、協働体制については、平成18年4月以前から協働体制がとられていないということは毛頭ございません。私もグループ制以前を経験しておりますけれども、協働体制は当時からとられてございました。しかし、残念ながら、従前の係制のときに隣の係であっても私の仕事ではありませんという風潮もあったのではないかと認識しております。

現在、グループ制を導入して十数年たっており、私は昨年まで総務グループの主幹でしたが、総務グループの仕事を例に挙げれば、執務スペースは非常に長く、机が離れております。ともすれば、同じグループの中でも、1日の中でどんな仕事をしているのか分からない状況があるわけですが、例えば、職員担当が事務量の多い仕分け作業などをするとき、手の空いている人ということで声をかけると、すぐに互いに気づき合う関係性がしっかり根づいていると見ているところです。

今、総務グループを例にしてお話ししましたがけれども、これは他の部署、部局を通じて協働体制がしっかり根づいていると思いますので、そこをしっかりと生かして、新しい組織体制に見直していきたいと考えているところでございます。

以上、御答弁させていただきました。よろしく願いいたします。（「答弁漏れがあるのですけれども、グループ長というのを、今度、役場の新庁舎では、表記上、どうやってするのですか。すごくわかりづらくて、その辺が見えないです」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 失礼いたしました。

主査職のグループ長につきましては、先ほど、グループ内の職員は4から6名というお話をしましたけれども、その職員の育

成もそうですが、グループ内で担当する仕事の進捗管理……。 （「そんなことを聞いているのではないです。どういうふうに表記するのか」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 係制をとらないとすれば、主査は表記上でどういうふうになるのですか。

今、グループごとに表示板に表示していますが、それをグループ長（主査）と答弁していますが、グループ長を使ったら、住民の皆さんはなおさら分からないです。ですから、係でないとしたら、町民の皆さんにどういうふうに分かりやすく表示するのか、そういったところが具体的に決まっています、考え方があればお示してください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 新庁舎になったときの表示の手法だと思っておりますけれども、具体的にはまだ決まっておられません。いずれにしても、訪れた方もそうですし、外部の方に分かりやすい表記を当然考えていかなければならないと思いますので、時間はございませんけれども、しっかり検討してまいりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 具体的なことは、これから煮詰めていく作業があると思っておりますけれども、管理職だけではなくて、職員から評価をしっかり聞いた上でどうなのかということを全体で押さえながら、当然、行政事務改善委員会の中には主査職も入って協議をしているのでしょうから、職員の声を聞きながらということですが、課長は住民の皆さんにはすごく分かりやすいと思うのですけれども、グループ長という名称は住民の皆さんにとってどうなのかと思います。その辺は実施までまだ時間がありますから、町民の皆さんの意見を聞く機会があれば、ぜひしっかり受け止めてやっ

てほしいと思うのです。

どんな組織、仕組みをつくってみても、先ほど総務部長や町長が答弁されたように、職員の意識ですね。特に、それを掌握、指導する管理職、主査職のマネジメントというか、能力がしっかり伴っていかなければ、どんなに名称を変えてもうまくいかないことは歴然としていると思うのです。

私は、当時、部長をさせていただいたので、グループ制のメリットは感じていますが、協働体制はグループ制ではなくても当たり前のことだと思っています。また、今もできるのに、実行していないから取り組んでいないとは思いますが、グループ制を導入して十数年がたちますけれども、本当に大変なときに部長や主幹の判断で横断的に対応することが制度としてあるのに、有効に使っていただけなかったことが非常に残念でなりません。

そういった意味では、特に管理職のリーダーシップを発揮していただいて、流動的な組織運営にしていくことで、大課大係というか、そういう中で課係制がなじむのではないかと思います。これは私の意見ですので、残った期間で十分に検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

職員のモチベーションを高めるための取組ですが、先ほど、町長からいろいろ答弁がありました。その内容を要約すると、管理職等の自覚と部下への適切な指導、助言が不可欠だろうと思うのです。私もそのとおりだと思います。

町長は、町長就任後にモチベーションが高くなったと感じていらっしゃるでしょうか。町長は、以前は教育長でした。それ以前にも管理職などの経験をお持ちですが、実情として現在モチベーションが高くなったと感じていらっしゃるのかどうか、その辺の実感をお答えください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） すみません。先ほどの答弁で漏れておりましたので、先に御答弁をいたします。

グループ制について、当時アンケートを実施したというお話をさせていただきました。若い職員から意見をしっかり聞いた中でというところで、私の説明不足だったのですけれども、行政事務改善委員会において議論を1年半進めてきましたが、職員は全員主査職ということで、30代の職員がたしか14名入っております。

本当に活発な議論をした中で、新しい行政組織のあり方について意見交換をして形づくってきておりますので、そういう意味では、若い職員の声もしっかり反映した制度になっているということを御理解いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 実感としてという質問をいただきました。私が町長になって11か月になった中では、モチベーションが上がりつつあると理解しております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 私も元職員でしたから、経験上から、モチベーションを高めるためには、上司が日頃の仕事を通じて部下の仕事ぶりを十分観察して、できるだけ具体的、客観的な事実に基づいて褒めるということがすごく大事だと思うのです。

部下にとっては、上司から褒められて承認されることで、部下の職員の欲求が満たされて自信になり、それが達成感や成功体験に結びついていくのだと思います。

しかし、自慢ではないのですが、私も職員としてたくさんの失敗やミスをお犯してきました。仕事でミスというものは残念ながらつきものでありますけれども、現実にミスをお犯したときに、なぜこんなことをしたのかという言葉で責任をたゞします。そして、逃げ場のない追及型になりがちです。

私が職員時代に読んだ本や受けた研修の

中で、叱ると怒るを間違えてしまうと、職員のやる気を失わせたり、上司の前で萎縮したり、挑戦しない指示待ち型の職員をつくってしまうことになるので、役場の管理職はそういったことをしっかり認識しながら仕事に当たってほしいということを学んだ経験があります。

こういう話から、日頃からリーダーとして職員の様子をしっかりと見ながらモチベーションを高めるということは管理職の仕事だと思います。もちろん、主査職も監督者として同じような役割を担っておりますので、そういったことを十分認識する必要があると思います。

先ほど、木村議員からも似たような研修の質問がありました。町長はいろいろと答えられていましたが、町民が求める職員像というのは、端的に言うとうどん職員像を意識しているのですか。また、モチベーションを高めるために、こういう職員であって欲しいということについて、短くでいいので、町長の思いをお聞かせいただけますか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 私が町長になろうとしたときも、なった後も常に考えている部分があります。

大きくは、本来の町長の役割は全体の町民に対するかじ取り役であることと、一つの行政運営ということで考えれば、役場という言い方はあまり適切ではありませんが、職員としての組織体のトップというこの二つを考えております。今、町民に対していろいろな施策を示している中で、上杉議員の御指摘の組織体をどう高めていくかということに対しては日々考えております。

そういった中で、今、上杉議員から助言いただいた褒めることについては、私が町長になったときに、ある方から、褒めるのであれば、受容と傾聴、共感、称賛の四つは絶対に町長として忘れてはならないと言

われました。

そのことは私の心に受け止めて、それ以外に、今質問された、組織にとってどういう職員を育てなければいけないかということをしっかり示して、それを組織体として共有しなければ、私はだめだと思ったのです。一部分だけ思うのではなく、組織としてこういう人をしっかりと育てるためにはどうしていくかということです。

今回の答弁にも書いてありますけれども、人材育成方針をしっかりと見直した中で、今、私が望んでいるのはどういう職員かということ、信頼される職員であり、チャレンジする職員になってほしいという2点をポイントとして考えております。そのことをベースにして、形をつくり上げている状況であります。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） まさに町民から信頼される職員、チャレンジする職員というのは大事な視点だと思います。そのことを実現させるためには、先ほど町長から答弁があったように、管理職、主査職の皆さんにリーダーとしての自覚をしっかりと持っていて、若い職員を褒めることから始まって、しっかりと育てていくことが美幌町をより元気にするようになるのだらうと思います。

もう一つ、私は論語が好きなのですが、「論語百章」という本の中の一節に、「子曰く、君子は周して比せず、小人は比して周せず」とあります。詳しく言うと、心豊かな徳のある人は広く人を受け入れることができる、あまねく公平に人と交わることができる、心の小さな人は自分の気に入る人ばかりと親しんで、広く人を受け入れることができないと。これは、まさに人事をする上で非常に大事な観点かと思えます。

管理職の皆さんには今申し上げたことを参考にしながら、俺が責任をとるから挑戦してはどうか、しっかりやれという言葉

かけていただく職場風土にして、この部長でよかった、この課長でよかった、そして、管理職が君のような部下を持って俺は幸せだったという感じでお互いに認め合えるような職場環境づくりを、これから平野町長をトップに、特に管理職の皆さんにそのことを意識して取り組んでいただくことを求めて、この質問を終わりにしたいと思います。

最後の質問でございますけれども、保健福祉総合センターにつきましては、条例の設置目的に沿って、現在、協議中とのごとでございます。

平成31年3月定例会の質問の際に、私は、しゃきっとプラザに入っている美幌えくぼ福祉会を利用する障がい者が増えて、オホーツク総合振興局の指導監査を受けているというお話をしました。センター内で受託作業をしたり、休憩する環境が極めて狭く、作業スペースと休憩環境を別に設けるようにという口頭の指導を過去2年間受けているということです。

しゃきっとプラザの有効活用について、現に利用されている団体との意見交換の中で、町としてそのことを十分認識されて対応を考えているのか、現況での考え方についてお答えいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、新庁舎移転後のしゃきっとプラザにつきましては、現在ゆうあいセンターや地域振興センターなどが施設の老朽化により雨漏りや照明器具の故障などで支障が出ているため、こちらに入っている団体の今後の施設の移転先ということで具体的に協議を進めているところでございます。

先ほど上杉議員からございましたえくぼ福祉会ですが、作業環境とは別に休憩スペースの確保が必要ということもお聞きしておりますので、えくぼ福祉会とも確保ができるようなことで考えております。

具体的にどこの部署というところまではまだ煮詰まっておりますけれども、障がい者の皆さんが、よりよい環境の中で就労に当たれるように配慮していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 前回もそのような質問をさせていただきましたが、団体と話をされているということでした。私もあそこができた当時は仕事をさせていただきましたが、当時の障がい者の人数から見ると相当増えて、言葉があまり適当ではないのですけれども、劣悪な環境の中で作業をしています。休憩スペースもない中で、本当に御苦労されておりますので、ぜひ空きスペースを活用して、障がい者福祉の向上が図れるように取り組んでいただきたいと思っております。

現在、えくぼ福祉会以外に保健福祉総合センターへの移転を希望している、あるいは協議している団体等については、先ほど民生部長からありましたゆうあいセンターの移転のことも絡んでくると思いますので、その辺の協議状況について、差し支えない程度にお答えいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの上杉委員の御質問でございますけれども、平成30年度に7回協議をさせていただいております、平成31年度には4回協議をさせていただいております。

この団体の方々は、先ほどのお話にありましたゆうあいセンターとしゃきっとプラザのえくぼ福祉会ですが、そちらと協議をさせていただいております。

町長からも答弁がございましたけれども、各団体からは個人情報保護の観点で間仕切りの設置の要望をいただいております。既存のしゃきっとプラザの施設にどう

いった造作をして活用できるのか、また、役場の別館についても間仕切りが必要という御要望がありますので、現在のところ、そういった部分も含めて、団体の要望に当てはまるように調整し、取り組んでいるところでございます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 関係団体と協議中ということですから、まだはっきりと固まってははいないと思います。

そこでお尋ねしますけれども、ゆうあいセンターに入っている団体で、移転が厳しいところがあると思います。私が知る限りでは、シルバー人材センターについては、車両を持っているとか、いろいろな作業のための機械、備品等を持っておりますので、一定の車両スペースや保管スペースが必要になってくるのではないかと思います。他の団体について言えば、面積がどうなるかということはあると思いますけれども、うまく仕切りをするとか、いろいろな加工をしていけば可能かと思えます。

現状でシルバー人材センター以外に移転が難しいと思われる団体があれば、お答えいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、現在、ゆうあいセンターに入っている団体につきましては、今の段階で、ほぼしゃきとプラザに移転が可能とお聞きしております。

しかし、今、議員がおっしゃったシルバー人材センターにつきましては、車両や物置など、いろいろな器具をたくさん持っており、そういったものを保管できるスペースが必要ということがありますので、しゃきとプラザ、もしくは庁舎の別館では厳しいと考えているところでございます。

それではどこがあるのかということですが、けれども、団体とは具体的にここことでの協議には至っておりませんので、今

後、町が持っている遊休の公共施設等を検討して団体に打診して決めてまいりたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） おおよそ全体像が見えてきました。

私が質問した団体については、しゃきとプラザと別館に移転できるように、町としても、鋭意団体の意向を聞きながら協議して移転できるようにするということがあります。

以前の町の話では、あそこから全部の団体が出れば、狭隘になっている国保病院の駐車場スペースにするということでした。別に解体しなくても現状で駐車場スペースがとれると思いますが、もしうまく全部移転できれば、解体して跡地を利用をする考え方があるのかどうか、方針が決まっていればお答えいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 新庁舎ができて、移転に伴ってスペースが空くことや従来から耐震化ができていないなど、どこかで整理しなければいけないということで、今、いろいろなことを検討しております。

今、議員から御質問いただいた組織等については、先ほどの那須部長の繰り返しになりますけれども、既存の施設をうまくやりくりして整理をして、その中で、病院の駐車場など利便性が図れるものについては解体すると考えていますけれども、今は解体すると言い切れない状況であります。

この辺は、予算を見ながら、時期や利用も含めて御指摘があったことをしっかりと踏まえて、再度関係する団体と調整をしていきたいと思えますので、御理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） ただいま町長か

ら答弁をいただきましたが、いずれにしても、しゃきっとプラザ、別館を有効活用して、皆さんにとって有効に利用できることが一番大事だと思います。

そのことは、もちろん町民の皆さんにとってもプラスになる部分もたくさん出てくると思います。先ほどの主幹のお話ですと、今まで回数をかなり重ねて丁寧に協議されているということでございます。利用団体の要望については必要な予算措置なども伴ってまいりますので、今後、移転したそれぞれの団体が、従前よりも充実した活動ができる場所の提供となるよう期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、12番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、13時30分といたします。

午後 0時11分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、さきに通告してあります教育行政について3点、保健行政について1点質問させていただきます。

まず最初に、教育行政について。

一つ目として、特別支援教育の充実についてです。

近年、ADHD、注意欠陥多動性障害やASD、自閉スペクトラム症などの発達障がいの子供たちが増えている状況にありますが、将来、子供たちが社会に貢献できる人物に成長するためには、幼少期から適切な教育を受けることが重要と考えます。

全国の公立小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、発達障がいの可能性が

あるとされている児童生徒は6.5%に上ると言われており、単純計算ではありますが、何らかの発達障がいの可能性がある児童生徒は、30人学級に約2名いるという計算になります。

美幌町における特別支援教育の現状と令和2年度に支援員を増員予定とのことですが、具体的な充実策をお示してください。

二つ目は、学校図書館の機能の充実についてです。

学校司書の配置が難しい状況から、町立図書館の司書が巡回する対応となりましたが、その後の児童生徒の学校図書館の活用状況と今後の新たな取組についてお示してください。

3点目です。

高等学校との連携・支援についてです。

小1プロブレム、中1ギャップに次いで、高1クライシスが深刻な問題となっています。

苦しい受験競争を乗り越えて合格し、期待に胸を膨らませて入学しても、待ち受ける現実は厳しいものがあり、高校教育の現場は今、入学後の生活や人間関係になじめず、不登校や退学に陥る高1クライシスが問題化しています。

新たな環境に身を置くことが多くなることから、精神的に不安になったり、心身の健康を害したり、いじめの標的になったり、自負していたものが高校に入ってみて気づかされることが多くなり、自信喪失等も高1クライシスに陥る原因となっており、美幌高校も例外ではないと考えます。

こうした問題に対しては、自治体による取組も始まっていますが、美幌町としての今後の取組について、考え方をお示してください。

保健行政については、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

昨年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者が複数確認され、その後の国

の水際対策などにもかかわらず、国内での感染症患者数が日々増加している状況にあります。

北海道は、各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、感染症の疑いがある患者に対して、診療体制の整った医療機関を受診することとしています。

道内でも感染者が発生していますが、感染経路が不明であったり、症例定義に当てはまらない感染症患者が増えるなど、ウイルスという目に見えない恐怖と、治療薬が確立されていないことから不安が広がっているのが現実です。

住民に一番近い行政機関として、町民に対する正しい情報や感染予防対策の周知が必要と考えますが、町の取組についてお示しください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 坂田議員の御質問に答弁いたします。

なお、教育行政につきましては、後ほど教育長から答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策についてであります。新型コロナウイルス感染症の国内での発生が継続的に報告され、感染者数は日々変化している状況にあります。

国では、2月1日に感染症法に基づく指定感染症に位置づけて、対策の強化を図っているところであります。

一方、1人の患者が何人に感染させるかという感染力の指標である基本再生産数では1.3から2.5人と推定されており、季節性インフルエンザの1～2人と比較するとやや上回る程度という報告もあります。

また、死亡者のほとんどが高齢者や基礎疾患のある方で、国内での致死率は高くないとも言われています。

現段階での感染拡大防止対策は、手洗い、せきエチケット、手指消毒など、通常のインフルエンザや風邪と同様の対策となっております。

町の取組といたしましては、町民の皆様

に、感染症防止対策としまして、1月29日よりホームページにおいて情報の提供と注意喚起を図り、3月号の広報で相談窓口について周知を図ったところであります。

また、庁舎及びしゃきとプラザの窓口に手指消毒薬の設置や、トイレや手洗い場に望ましい手洗い方法の掲示により啓発を行っているところであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大が今後も想定されることから、町としましても、情報収集に努めるとともに、国や北海道の動向や指示を確認しながら、町民の生命と健康を保持するための対策を迅速に講じることができるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願ひ致します。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 坂田議員の御質問にお答え申し上げます。

御質問の1点目、特別支援教育の現状と令和2年度の具体的な充実策であります。本年2月1日現在、特別支援学級在籍数は、小学校が100名で全体の11.5%、中学校が14名で全体の2.8%となっております。

こうした中、各校では、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うとともに、特に配慮が求められる児童生徒については、支援員を配置した中で対応しております。このほか、美幌小学校では、ことばの教室において言語の通級指導を行っており、他校を含め約80名が通っている状況にあります。

一方、令和2年度の支援員の増員については、在籍生徒の増加に伴い、美幌中学校に新規で1名配置する計画であり、町内5校で22名の配置を予定しております。

今後とも、教育現場の多様性を確保しつつ、学校、家庭、教育委員会が一体とな

り、特別支援教育の充実に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、2点目の学校図書館の活用状況と今後の新たな取組についてであります。貸出冊数について、美幌小学校は平成30年度が4,001冊、令和2年1月末現在で5,711冊、美幌中学校は平成30年度が307冊、令和2年1月末現在で811冊となっており、他の小中学校においても前年を上回る貸出数となっております。

また、巡回司書の取組については、例えば、旭小学校は昼休みを利用した読み聞かせ活動、北中学校では登山行事に合わせ、植物を図鑑で調べるなどの授業補助を行うほか、各学校とも工夫を凝らした展示などにも取り組んでおります。

なお、小学校では、保護者アンケートから読書活動に対して高い評価を得ており、読書が好きという児童の声も増えたと学校現場から聞いているところであります。

このように、貸出冊数の増加や保護者からの好評といった背景には、本年度から図書館司書を2名体制に強化したことが功を奏し、学校図書館が子供たちにとって安心して読書をしたり、本を借りたりすることができる、より身近な存在であると認知された成果と考えております。

今後の新たな取組としては、巡回司書による小学校全体での給食時間における読み聞かせや学校図書館の活用のための教科ごとの学習一覧表の作成などを検討している状況にあります。

今後とも、児童生徒にとって、より一層楽しい学校図書館となるよう機能充実に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、3点目の高1クライシスの町の今後の取組についてであります。文部科学省の平成30年度調査によりますと、全国で4万9,000人の高校中退者がおり、そのうち1年生が最も多く、3年生の4倍以上という数字であります。中退理由は様々ですが、4割近くが学校生活に問題

を抱えての中退ということでもあります。

本町の今後の取組としては、これまでと同様に、地域の子供は地域で育てるという視点に立って、町内全小中学校と美幌高校が参画する美幌町生徒指導連絡協議会や美幌町青少年問題協議会での情報交換と共有、美幌町教育相談室の利用のほか、令和2年度から始まるキャリア・パスポート（小学校から高等学校を通じて自身の変容や成長を自己評価するノート）の活用を考えております。

いずれにしましても、生徒を孤立させないことが一番大事なことであり、引き続き、中高連携はもとより、関係機関の協力を仰ぎながら、高等学校との連携・支援に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、お答え申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 答弁いただきましたので、まず最初に、教育行政の特別支援教育の充実にについてから再度質問をさせていただきます。

特別支援教育の充実につきましては、令和2年度の教育執行方針にもしっかりと明記されておりますので、十分理解をしているところでございます。

ただ、気になりますのは、令和2年度の予算参考資料を見ますと、特別支援学級在籍数は、2月現在で、小学校が112名、中学校が22名となっておりますが、先ほどの教育長の答弁の数字と少々違ってしていると認識しております。これは数の問題ではないかと思っておりますが、4月からの新入学児童を含めると、増える状況にあるのではないかと思っているところです。

これは、決して多い数ではないと思えます。通常は低年齢において発現するものですが、障がいの種類の多様化による質的な複雑化も進行して、障がいの種類を明確に

診断することが大変難しい状況とされておりますので、学校での対応についても非常に難しいものがあると思っています。

そこで、令和2年度から22名の特別支援員の配置を考えているようでありませけれども、障がい児童生徒一人一人の教育ニーズに応じた教育支援を行えるようにするためには、この人数で十分と考えていらっしゃるのかどうか、その点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 議員がおっしゃるように、近年は特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にござひます。それだけ悩みや不安を抱えている子供たちや保護者がいるということ改めて認識しているところでありませ。

その上で、子供たち一人一人が安心して学校生活を送れるよう、子供たちのための最善の教育の場を提供していく、このことが教育委員会の使命だと思ひているところでありませ。

今の支援員の数がこれで十分かというお尋ねでござひますが、現段階におきましては、ほぼこれで充足しているという認識でござひます。また、今後、学校生活が始まっていく中で、様々な支障等がござひませけれども、その辺につきましては、柔軟に対応できるものはしていききたい、そう思ひているところでありませ。よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 答弁いただいたように、障がいを持っているからといって、必ずしもその子に支援員がつかなければならないということはないかもしれません。

私は障がい児の人たちと1年に1回イベントを組ませていただひておりますけれども、その中で、軽い障がいを持つお子さんと重度な方が結構増えてきている状況にあ

るといふことは認識してひます。

先ほど言われた5校で22名とすると、それだけの数で本当に充足されるのかと疑問を感じませ。親たちは自分の子供たちが障がいを持っているという認識が薄いことと、将来、社会に飛び立つための下準備として訓練してほしいという期待をすごく持っていると思ひます。そんな中で、小学校の生活は基礎になる一番大事な時期だと思ひているので、この数で本当にいいのかという思ひで質問させていただひてひます。

令和2年度の授業が始まった段階で、もし手のかかる子供たちが増えてきている状況だと判断した場合は、途中でも支援員をつけるという考え方はお持ちでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） まず、美幌町の背景といたしましては、地元美幌療育病院がござひます。こちらの作業療法士は、教育審議会の委員にもなつていただき、幼児期から発達支援センターや両幼稚園と積極的に関わつていただき、町内の子供の状況を非常によく把握いただひている状況でありませ。

また、美幌療育病院の作業療法士や言語聴覚士に、年に4回、各校において学校訪問相談を行つていただひてひます。この中で、特別な支援を必要とする児童の支援や相談を行つていただひている状況にありませ。

さらに、現在の教員の配置状況でござひませますが、特別支援のコーディネーターを小学校に2名、中学校に1名配置してひます。このような中で、各教員とも研修活動に非常に力を入れて、中には特別支援学校と人事交流をして町内に帰つてきて特別支援を受け持つておられます。必ずしも十分な体制とは言えないでひけれども、非常に手厚い指導体制は整つてひると認識してひます。

そのような状況の中で新年度をスタート

していくわけでありますが、実際にやってみて非常に厳しいといったことがありましたら、教育委員会として学校と十分に連携を取りながら適切な対応をとっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 説明の中では、よく理解しております。

しかし、一番気になっていたのは、ある学校で、令和2年度の新入学児童の中に、26名中に障がいを持たれている子供たち5名くらいが入学するという話を伺っています。親たちの中には本当に十分な教育を受けさせてくれるのだろうかと心配して話をされている人もいまして、そういうことがあって今回は質問をさせていただいております。

それから、教育長の執行方針の中に、インクルーシブ教育の理念に基づいて、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに配慮した体制をとっていくと書かれていました。それも十分理解をしているところでありますけれども、学習上の困難を改善するとなると、非常に厳しいものがあると思っております。

新年度が始まった段階で、そこを見極めながら、支援員の配置、それから、今言われた療育病院の作業療法士など、いろいろな人たちとの連携をとっていくだろうと思うのですが、一人一人のニーズに合った計画をしっかりと立てて取り組んでもらうしかないと思います。

それから、小学校でいろいろな活動ができる状況をつくっておかなければ、少しずつ年齢が高くなるにつれて、そういうものを引きずっていかなければいけないということが起きますので、しっかりと連携をとって対応できるようにしていただきたいと思っております。教育長は、そここのところを十分踏まえて取り組んでいただけるものと

思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 議員がおっしゃるように、やはり保護者の方々が一番不安に思うところだと思っておりますし、特に、新たに小学校1年生になるお子さんにつきましては、なおさらだと感じているところであります。

先ほどの話に戻りますけれども、幼稚園や発達支援センター、保育所等々と連携しながら、そして、新たに1年生に上がる御家庭に対しましては、学校と、時には保育所、幼稚園と連携しながら保護者の方々と面談を重ねて、小学校の授業はこういった授業、小学校の生活についてはこういったことだという説明をしながら、お互いに不安のないように努めているところであります。

また、入学後におきましてもきめ細やかな対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 二つ目の学校図書館の機能の充実について、再度質問をさせていただきます。

学校図書館の以前のあり方についてはどのように整理されていたのか、私にはわかりかねますが、学校図書館司書を配置してほしいという要望は何度かさせていただいておりました。しかし、なかなか配置できる環境にないということで、児童生徒たちにとって学校図書館が利用しやすい状況になっていたかという点、非常に問題があったのではないかと思います。ほとんど関心を持たれない存在だったと感じざるを得ません。

近年は、子供たちの読書離れ、活字離れが取り沙汰されるようになりまして、学校図書館を活用した授業改善に取り組む学校が増えてきているのは御存じのことと思

ます。

美幌町は、学校図書館司書を配置できる環境が整備されないことから、2年前から町立図書館司書が町内の小中学校を巡回することになりましたけれども、1年目は1か月に1回程度の巡回でしたので、ほとんど変わらない状況だったと思います。2年目からは巡回の回数が増えまして、その結果、子供たちがやっと図書館に足を運ぶようになってきたと理解しているところで

す。巡回されている司書の方の新たな取組によって、貸し出し数が増えてきたことは大変喜ばしいことだと思っています。それでも、1か月に24冊から25冊程度の利用状況であると考えます。中学校でも増えている状況との答弁がありましたけれども、まだまだ最低ランクだと感じるようです。

学校図書の内容はどうか、教育長としてはどのように認識されているのか、まず、その点について考え方をお示ししていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 学校図書館の関係でございますが、学校図書館の現状でいきますと、レイアウトなどを非常に工夫して、本当に行きやすい場所になったと感じております。

私は勉強不足でございますが、今の状況になる前は認識がないのですけれども、何十年か前の自分の学生時代と比べましても、やはり雲泥の差といいますか、非常に行ってみたいというレイアウトになっております。

その背景には、配置されている学校図書館司書が子供たちの気持ちになって、読んでみたくなる並べ方や動線などに気を使っているからだと感じております。

また、巡回司書の取組内容につきましては、読み聞かせやブックトーク、本棚整理、非常にタイムリーな選書など、今の時

期はこういった本が喜ばれるのではないかとということを図書館内部で検討して並べている状況にあります。

また、今後の本の選書につきましても、子供たちの意見や教員の意見を聞くなど、図書館内部での検討を踏まえて結びつけていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 教育長の子供の頃から比べると、図書館の内容が相当充実しているということは、私も理解できないことではないと思っています。

しかし、学年に本当に合った図書については、最近はいろいろな町民の方から学校図書への寄附をいただいていることで、ある意味、充足されてきていると理解しているところですが、子供たちに図書館を利用してもらえないことは問題かと思っています。

本を読むことで、コミュニケーション能力の手段としての読む力や書く力、言語能力が高められる利点がありますが、それは十分御理解のことと思います。

読書量が不足して想像力に欠けているので、相手の想像力を頼ってメールで済ませようとするのが現代の子供たちかと理解をせざるを得ないところもあります。

これは余談ではありますが、電子書籍では脳は活性化しないと言われております。電子書籍より紙の本を読んだほうが想像力や思考力は高まります。子供の頃から電子教科書を用いて、キーボードで活字を操れるようにするのは決して悪いことではありませんが、記憶に定着しないということも言われております。

電子書籍を使って文字を書くことが少なくなると、想像力や思考力が欠如するのは当然の結果と言われております。いずれにしても、子供たち、児童生徒が楽しみながら、目的を持って学校図書館に足を運びや

すい環境、本を借りに行きたいと思えるような環境を整備することが大事だと思っています。

自治体によっては、学校図書館を生かして授業改善に取り組んでいるところがあることも御存じのことと思います。そこまではならないとしても、子供たちが喜んで本を手にする、図書館に足を運ぶことが一番大事なことと思っています。

それから、先ほど答弁いただいたように、小学生に給食時間に読み聞かせをすることは、それによって子供たちが本に関心を持つので、いいアイデアだと思っています。

もう一つ、活字離れ、読書離れの深刻なところとして、中高生が一番強いと思っています。中学生に対しても対応していくことが必要ではないかと思っていますので、そこは知恵を絞るしかないと思っています。

都会の学校では、図書館を利用した調べ学習などを中心に授業改善に取り組んでいるところもありますので、参考になると思います。また、インターネットにはいろいろなところの紹介が出ていますが、そういうものと全く同じことをするのではなく、参考として美幌町の学校図書に関する情報提供をしながら取り組んでいくことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(大原 昇君) 教育長。

○教育長(矢萩 浩君) 議員のお話の冒頭にありましたが、今はパソコンやスマートフォンといった時代にありますが、私も議員と同じく、そういった時代にあるからこそ活字が大切で、行間に何が入っているのかということを読み解く想像力や発想力を養うという意味では、本は最適であると認識しております。

今、町ではゼロ歳、3歳、6歳と幼児期から絵本に親しむ取組をしておりますけれども、小学生や中学生に対してもこういった取組をさらに継続して、本の本当のすば

らしさを認識していただけるよう、学校図書館と連携してまいりたいと思っております。

そして、授業改善の話でございますが、今、実際に小学校と中学校のどちらもやっております。例えば、課外授業に出かけるといったテーマを設定して、そのためにどういったものが必要かとか、そこにはどういったものがあるかということについても、学校図書館の図書を通じて組み立てていく仕掛けを、図書館司書と教員が連携して取り組んでおります。

このような形で、図書を使った授業改善の方法は、かなり幅広い分野で使っていただけるものと考えておりますので、こちらにつきましても学校と連携して取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長(大原 昇君) 10番坂田美栄子さん。

○10番(坂田美栄子君) 取り組んでいることについては理解をしたいと思います。

もう一つだけお聞きしたいのは、今、巡回司書が2名います。町内の小中学校は5校ですから、その5校に対して、2名の巡回体制で十分間に合っているのかどうかというところです。その点についてはいかがですか。

○議長(大原 昇君) 教育長。

○教育長(矢萩 浩君) 巡回体制でございますが、今、中学校2校には週2回になっております。一方、小学校につきましては週に1回という状況にあります。あと1人いれば2回の体制が可能となりますが、今後、1名増員しなくても内部でできるかどうか、またどのような形でやっていけるかということも含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(大原 昇君) 10番坂田美栄子さん。

○10番(坂田美栄子君) 普通ですと、各

学校に学校図書館司書が1名配置される基準になっていますが、週1回程度の巡回ですと十分な作業ができないと思いますし、いろいろな計画を立てても計画どおりに進んでいかない状況もあるのではないかと考えます。

基本は各学校に司書が1人という考えであれば、週1の巡回では非常に厳しいのではないかと思います。その辺は予算がないという話になってくるかもしれませんが、子供たちの読書に対する関心や子供たちが成長する段階に必要な想像力、能力などをきちんと備えるためには、必要なものをきちんと整備していく必要があると思います。そこについてはいかがですか。

○議長(大原 昇君) 教育長。

○教育長(矢萩 浩君) 先ほどの答弁で漏れていた点でございますが、今、各学校には、図書館司書の資格を持った教諭が大体2名ずつ配置されておりますので、何らかの形で学校図書館運営に携わっていただいております。こういった方々と協力しながらよりよい方向に持っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長(大原 昇君) 10番坂田美栄子さん。

○10番(坂田美栄子君) 高等学校の連携・支援について、再度質問させていただきます。

高等学校の連携・支援については、道立高校の問題なので、美幌町教育委員会とは直接関係ないのではないかという意見も確かにありました。しかし、私が申し上げたかったのは、美幌町にある高校と連携してしっかり取り組んでいくべきではないかという思いがあって、今回質問させていただきました。令和2年度の教育執行方針の中でも、高等学校との連携・支援について明記されています。

美幌高校に入学されてから中退されるのは新しい話ではありません。2年か3年前だったと思いますけれども、せっかく町外

から美幌高校に入学されても1年生で中退されている人が何人かいたのは現実がありました。

ですから、そういう子供たちが1年生のときに中退しなくてもいいように、美幌にある高校としていろいろな協議会や団体などと連携をとって、やめていく子供たちがいなくなるようにしていくのも私たちの使命ではないかと考えまして、今回質問をさせていただきました。

入学するときに厳しい試験をくぐって、せっかく入学までたどり着いて、親も子も胸を膨らませて学校に入ってきて、いろいろな状況があって中退せざるを得なくなるまでにはいろいろな葛藤があったと思いますが、親も子も相当つらい思いをされたのではないかと考えています。

そのようなことから、美幌町として美幌高校を選んでもらう一助とするためにも連携が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長(大原 昇君) 教育長。

○教育長(矢萩 浩君) 美幌高校との連携でございますが、まずは地域の子供は地域で育てるという考え方に立った上で進めている状況であります。また、昨日までの予算審議の中でも、美幌高校の振興、発展などについて議論をいただいたところでありますが、高校の魅力発信のために町も一緒に取り組んでいる状況にあります。

お互いに線を引くところは線を引かせていただいておりますけれども、地域の子供たちが困っているときは一緒に考えていきたいと思っております。

その一つとしましては、教育相談室でございますけれども、こちらにおいては中学校から相談に来ていた子が高校に行っても相談に来ているということがありますし、相談員からも声をかけている状況にあります。

さらに、1回目の答弁でも申し上げましたけれども、青少年育成協議会等の二つの

団体の協議会があります。こちらは主に生徒指導等を行っている機関でございますけれども、この中には、町内の5校の小中学校、そして、高校の生徒指導の担当の先生も入っております、あの子はどうだいという声かけをしていただくなど、情報の共有を図っているところでもあります。

また、高校からお話を聞いた中では、例えば、悩みを抱えた生徒がいた場合は、当然ですが、担任や生徒指導部が丁寧な聞き取りを行い、問題解決に向けて取り組んでおり、さらに、本人や保護者が希望した場合は、スクールカウンセラーの派遣を要請するなどの対応をとらせていただいているということでもあります。

議員がおっしゃるように、縁あって美幌に来て学んでいただいている子供たちもおります。町も情報共有をしながら子供たちをしっかりと導いていくことは教育委員会の務めであると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 進学に伴って、小1プロブレム、それから、中1ギャップと呼ばれる子供たちは、小学校の頃からいろいろな問題を引きずりながら高校に入ってくるということです。高校に入ってから、学校やその生活に対して不適應ということで中途退学されてしまう可能性を秘めていることはよく理解されていると思います。

例えば、生徒を送り出す側の自治体の学校と中学校時代のいろいろな状況が分かっている学校との連携、また、こちらからほかの学校に行ったときに子供を送り出す側の自治体、学校同士の情報交換もこれからは必要になってくると思うのです。お互いの情報交換によって子供たちが学校をきちんと卒業できる環境づくりがこれから必要になってくると思います。

今の子供たちは、どちらかというと兄弟

も少なく、物が豊富で我慢することもできない状況で育ってきているというか、どちらかというところとちょっとしたことでくじけてしまう一面を隠し切れないうところがありますので、そういう子供たちをいかに守っていくかということも大事なことで思っています。

中退したままで最終学歴が中卒となると、職業選択の幅が狭まって厳しくなっていくと思います。せめて高校を卒業するまでは、地域の人たちなどいろいろな連携をとりながら取り組んでいくことが大事だと思いますので、そういうところで取り組んでいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 学校との連携ということですが、中学校3年生から高校1年生は、学習だけではなく、生活面など様々なことに対してそれぞれの学校の教員同士が情報交換をしていくことが非常に大切なことだと思っております。

そういった校種間の連携は、教育委員会としましても高校との意見交換や懇談をする場面がよくありますので、そういったことが可能なのかどうかを含めて、いろいろなことを投げかけていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） それでは、新型コロナウイルス感染症対策について再度質問をさせていただきます。

現在は、テレビをつければどこの放送局も新型コロナウイルス感染症の議論ばかりです。美幌町民としては、どうしたらよいか不安の中で日々生活しているのが現実かと思っております。

先日、チラシを配っていただいたので、町民の人たちは少し安心したと思っておりますが、最初の答弁にありましたように、広報3月号に相談窓口を開設したという案内が出ているということでしたので、私も広報

を見てみました。しかし、どこに載っているか全く分からなかったので、1枚ずつ見たのですが、3回目でやっと分かりました。大事なものは、もう少し分かりやすく載せてほしいと思いました。

北見市では、2月19日に窓口を開設したら相談者が殺到して大変な状況だったということを知っています。

美幌町は、最初に一般質問された方の答弁では開設してから9名ということだったので、相談窓口を開設していることが分からなかったのではないかと思います。大事なことを広報紙に載せるのであれば、もっと分かりやすく載せていただければよかったのではないかと思いますので、そのことについては一言申し上げたいと思います。

相談されても非常に厳しいものがあったのだと思います。町民の人たちの中には、どこに相談したらいいのかということ、持病を持っている人や高齢の人たちにとっても、新型コロナウイルスがどんなものなのかも分からず、心配されている人がたくさんいました。しかし、私としてもそういう人たちから連絡を受けても、何とも答えようがなかったという状況でした。

それから、答弁の中で、情報提供については、ホームページに出ているという話をされていました。しかし、先日、何人かに聞いてみたら、ホームページとは何だと言う人たちが結構多かったです。ホームページといっても見てもらえる数は限られていると思いますが、今回のようなチラシだと分かりやすいので、本当によかったと思っています。

それから、今回は、発熱外来が設置されましたというチラシが出ていまして、先ほど見せていただいたのですが、これについても本当によかったと思います。

今、コロナウイルスに関係した情報がいろいろなところから発信されていて、町に発熱外来が設置されたということで対応ができてきている状況にありますので、

私から、あえてこうしてほしい、ああしてほしいということはありませんが、こういう情報提供はもう少し早く出していただければいいのではないかといいたいと思います。それについてはどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の新型コロナウイルス感染予防に関しましては、国なり道がやるべきこととして要請されていることはきちんとやってほしいということと、私どもとしても、町としてやれることは全てやってきているつもりであります。

結果として御批判があることに対しては、町長としてしっかり受け止めたいと思っていますし、これからできることは一個一個を確実にやっていきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 美幌町には町立の国保病院があるということが大きな救いだと思いますが、受入れ体制について、もう少し早く態度を決めていただければ、町民の人たちはもっと安心できたのではないかと思います。国と道の指導もあったので、それを急いで決めることはなかなか難しい状況だったのかもしれない。

しかし、自治体としてどうするかということは必要ではないかと思ひまして、そのことだけは強く申し述べておきますので、受け止めていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 1点、国保病院の名誉というわけではないですけれども、今回、発熱外来の開設を決断したことに対して、私は院長に敬意を表したいと思っています。

私ども町立病院としての役割があるとしても、これだけ情報が入ってこなかったり、医療用の物品などがきちんと入ってこない中、リスクを負いながら、町民の不安

を少しでも解消したいということで発熱外来を設置されました。

今回の進め方に対しては、タイミングのことなどをいろいろと言われてはいますが、こういう形で院長が決断されたことに対しては、町民の方にしっかりと分かっていたらいいと思います。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） そのことについては十分理解を示したいと思います。

しかし、町民は何が何だか分からないで生活しているのも現実なので、そこをどの程度までお知らせできるかということも含めて考えていただければありがたいと思っています。

今、こういうふうに対応してもらえているという意味では感謝したいと思っています。

以上です。

○議長（大原 昇君） これで、10番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、14時40分といたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君）〔登壇〕 それでは、通告どおり、2点ほど質問をさせていただきます。

まず一つ目は、財政健全化についてであります。

各基金の目的と運用状況についてお尋ねいたします。

地方自治体は、年度間の財源調整や特定目的のための財源確保の一環として、年度の財政運営の中で一定額を積み立て、これ

を基金として管理することができるようになっていきます。

当町においても、美幌町基金条例において18種類に及ぶ基金が定められています。令和2年1月末現在の基金総額は、約54億円に上ります。その中で、以下の基金の運用についてお尋ねいたします。

主要3基金と言われている財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、特定目的基金と言われているふるさとづくり基金などの運用内容、その成果について、町長の考えをお示してください。

2番目、基金残高は多いにこしたことはありませんが、過大な積立は、世代間の公平の観点から好ましくなく、しっかりとした目標額を設定することが重要と考えます。

ふるさと美幌町を次世代につなげるために、今後の財政運用等における町長の考えをお示してください。また、新設を検討している基金の有無についてもお示してください。

2番目の質問は、障がい者への支援についてであります。

親なきあとの住まいについてお尋ねいたします。

家庭の事情により、高齢者が高齢者の介護をせざるを得ない状況は、老老介護と呼ばれています。先が見えない状態の中で、家族が共倒れになったり、介護疲れによる心中事件があったりと、大きな社会問題になっています。

そして、年老いた親が障がい者の面倒を見ている状況について、最近は老障介護という言葉が使われることがあります。親の立場としては、障がい者の子供には、自分がいなくなった後の生活の場をできれば早めに確保してあげたいと考えています。

きょうされん、旧共同作業所全国連絡会の調査によれば、40歳代の知的障がい者のうち、半数を超える方がいまだに親と同居している。また、50歳代前半でも3割

を超えていて、その親は70から80歳代以上になっている。年老いた親の肉体的、精神的負担はいかばかりかと、本当に厳しい現実があると痛感しているとあります。

美幌町も例外ではありません。

現在、美幌町では、北海道療育園のグループホームと美幌えくぼ福祉会の共生型グループホームが利用できます。グループホームは、世話人というスタッフの支援を受けながら、一般の住宅で少人数で生活する形態のことです。しかしながら、両施設ともに空きはなく、入ることがなかなか難しい現実もあります。

新しい施設建設には時間と費用がかかります。そこで、公営住宅や空き家を利用してグループホームを開設し、ニーズに応じていくという方法を提案いたします。

様々な問題があることは承知しておりますが、現在の生活状況や将来の不安解消の一助となるべく提案に対し、町長の考えをお示しください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 稲垣議員の御質問に答弁いたします。

財政健全化について。

御質問の1点目、各種基金の運用内容ですが、初めに、主要3基金である財政調整基金については、財政の健全な運営に資することを目的に設置しており、予算編成において、一般財源が不足する場合に基金から繰入れを行うなど、財政調整としての機能を担っております。

次に、減債基金ですが、町債の償還に要する経費の財源に資することを目的に設置しており、複数の公共施設の整備により、後年度、増大することが予想される町債の償還に充てるため、平成29年度から基金の積み増しを行っているところであります。

公共施設整備基金につきましては、公用もしくは公共用に供する施設の整備及び既設の公共施設の整備に要する経費に資する

ことを目的に設置しており、ごみ処分場改修整備、町民会館改築、峠の湯びほろ改修等整備などの事業の財源として活用しております。

次に、ふるさとづくり基金をはじめとする特定目的基金の運用内容ですが、ふるさとづくり基金は、ふるさと納税者の意向に沿った事業に資することを目的に設置しており、ふるさと納税としてご寄附いただいた寄附金から必要経費を除いた額を基金に積立てし、寄附者の意向に沿った事業の財源として活用しております。

その他の特定目的基金については、美幌町基金条例に規定する目的を達成するために必要と認めるときに活用しております。

次に、基金運用の成果についてですが、財政運営の健全化、住民ニーズに即した各種事業の推進など、行政サービスを安定的かつ継続的に提供するための財政基盤になっていることが成果ではないかと考えております。

2点目のふるさと美幌町を次世代につなげるために、今後の財政運用等における考えですが、今後も高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増大が避けられない中、人口減少問題への対応や老朽化が進む公共施設の整備が必要となるなど、財政運営を取り巻く環境は厳しい状況が予想されます。

第2次美幌町財政運営計画に沿った財政運営を着実に進めることで、次の世代へ過度な負担を残さない未来に責任を持った行財政運営が確保できると考えております。

また、新設を検討している基金については、現在のところ予定しておりませんので、健全な財政運営に対する御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、障がい者への支援についてですが、平成29年3月に策定した第2期美幌町障がい者計画の基本理念である「誰もが安心して暮らせる、人にやさしいまちへ～みんなで護りあうまちを目指して～」に基

づき、障がい者が住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域全体で護り、支え合う仕組みづくりの推進に努めている状況であります。

町内の障がい者グループホームは、社会福祉法人北海道療育園のソング、スマイルが平成29年度に移転、新築されたのを機に、入所定員がそれぞれ1名ずつ増員され、各5戸に、NPO法人美幌えくぼ福祉会のコミュニティハウスあかり4戸と合わせると、計3か所に14戸で、内訳は、男性9戸、女性5戸となっています。

しかし、利用を希望される方に対して戸数が確保されているとは言えず、計画的な整備について、国、道の動向を踏まえながら検討する必要があります。

お尋ねの公営住宅や空き家を利用してグループホームを開設し、ニーズに応えるという方法の提案であります。第6期総合計画基本計画の障がい者福祉施設の整備において、民間活力によるグループホームの整備の支援を行うこととしております。

公営住宅は、原則単身者は60歳以上でなければ入居できませんが、障がい者の方は年齢要件がないため、これまでも条件に合った公営住宅に入居されております。

一方、空き家を利用する場合がありますが、平成31年3月に策定した美幌町空家等対策計画では、取組を実施する具体的な施策として、高齢者・障がい者等の福祉施策充実のための空き家等の有効活用の検討を盛り込んでおり、その活用に向けて空き家所有者に周知を図るとともに、民間活力による施設整備の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁をいたしましたので、よろしくお願い致します。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、財政健全化であります。

平野町政のかじ取りはいよいよ2年目が始まるわけでありましたが、令和2年度におきましては、大型予算を組まれて、平野カラーをどんと出しつつも、何かと幅広く予算がかかっております。民生費の増大、また、各種インフラ工事の充実に向けて、いろいろとバランスをとることが難しいかじ取りということは理解するところであります。

昨日は新年度の予算が通ったところでありますけれども、改めて、令和元年度における美幌町の各種事業、また、それらを支えた財政運営についても、平野町長の思うところの評価、反省を令和2年度にどう生かした予算を組んだのか、終わった後とはいえ、町民の皆様も注視しているところであると思っておりますので、簡潔にお答えいただけるとありがたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 令和元年度の財政運営に関して感じているところを率直に言わせていただきますと、11か月が過ぎた中において、ハード的には、今まで私が教育長として前町長と一緒に進めてきたことに対して、しっかりと進められていると理解しております。そういう意味では、今まで前町長が進めてきたことをしっかり継続してやってこられたのではないかと考えています。

また、ソフト的な部分でいけば、今回、町長に立起したときの思いを考えますと、美幌町に元気がないと感じているところがあつたのが大きな要因で、もう少し町を活気づける、そういうものを令和2年度には子供たちに特にウエートを置いて施策をやりたいと強く感じたところであります。

適正な答弁になっているか分かりませんが、それが令和2年度の予算と新年度に向けての私の正直な感想でございます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君）　そういう町長の思いを受けた令和2年度の予算が成立したところであります。それらの事業を推進するために、町長の思いをきちんと形にして町民に向けて発信するためには、マンパワーももちろん大事ですが、そこにはお金、財政というものがついて回るのは必定であります。

私は議員として5年たつところでありますが、正直、外から見ている町の運営と、こういう立場になっていろいろな情報をいただいて町の取組を知るにつけ、一般会計はもちろんです、その中の基金というものが大変大きなウェートを占めていると理解するわけであります。

平成30年度の一般会計になりますけれども、地方交付税など外部からの依存財源は、前は約66%で71億円に上っていたということです。これは、別にこの町だけが特殊なわけでは決してなくて、残念ながら、自主財源が34%という状況は日本の至るところの自治体が抱えている現状だと思います。

美幌町には66%にも及ぶ依存財源と基金会計という、ある意味、町の別なお財布が18種類あるわけで、その中の運用にも手腕が問われるところだろうと理解するところであります。

そういうところでいけば、基金というものは貯金になります、昨年度は1人当たりの貯金が約26万円で、平成30年度の一般会計の前年と比べますとプラス1万円という計算が出ております。

そして、借金になります町債は約48万円という数字が出ております。これは、前年比1万円のプラスという結果になっております。公共施設の整備等によりまして、その残高が増えているわけでありますが、町の分析といたしましては、平成30年度は人口減少の影響もあり、町民1人当たりの借金がまた1万円増えるのではないかと、ということが前回言われておりました。

これは、2019年12月の広報に載っていたことなので、間違いのない数字だと思っておりますが、我々議員も、いろいろな事業を推進していただくために提案や提言をしていきますし、反面、あまり無駄なお金を使わないように、我々はいつもアクセルとブレーキという話をしますけれども、アクセルを踏みつつ、ブレーキも踏みつつ、それでは何キロメートルのスピードで走ったらいいのかというところは、町長の頭が痛いところであると思います。

町長がいろいろな思いをかけている中で、百数十億円の一般会計を持っている美幌町では、今は庁舎建設や消防庁舎建設など、改築、新築に係るお金が非常に多く積まれているわけです。今現在はそのバランスは特殊かもしれませんが、それについてのどのようなお考えを持っていられるでしょうか。

○議長（大原 昇君）　町長。

○町長（平野浩司君）　答弁でも申し上げましたけれども、第2次美幌町財政運営計画に基づいて進めさせていただいております。

今のバランスという部分においては、先ほど、貯金と借金という一つの例示の中で言っていただきましたが、全体を割ってそれがどうかという比較は分かりやすいのですけれども、それがひとり歩きすることはどうなのだろうと思うのです。

そういう意味からいけば、基金を貯金と見ることはいいですけれども、それぞれ目的があって、これからどう使うかという使い方を町民にきちんと理解してもらおう。

それから、今、借金と言われている地方債の残高についても、それだけを単純に見れば大きな額に見えるのですけれども、今後、後年度負担というか、国からある程度入ってくるお金も含めてどう考えていくか、これも中身をきちんと知ってもらおう。

そういう意味では、表面だけではなくて、細部を町民の方々にしっかり伝えてい

くことが大切であると思ひますし、そのことには最大の努力をしていきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 理解いたしました。

基金の使い方をきちんと示していくことが管理する理事者側の責務であるということでもあります。

そこで、18種類の基金について全部を聞くわけにはいきませんので、設立した目的ですとか、現在はどのように使われているのかという話を何点かに絞ってお尋ねしたいと思ひます。

まず、額として一番大きいと思ひますが、財政調整基金の積立てであります。

財政調整基金は、割と自由度がある使い方をされているように感じているところがあります。積立てをしている理由と申しますか、なぜこれだけの大きな額が財政調整基金という名のもとに積み立てられているのか、何に多く使おうとしているのかお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいまの御質問でございます。

財政調整基金につきましては、町の健全な財政運営に資するための基金、いわゆる貯金ということになります。

先ほど、稲垣議員から御指摘がございましたが、本町においては地方交付税が平年ベースで歳入の約4割を占める現状でございます。残念ながら、国に依存している財政構造にありますので、一定程度の基金を保有していなければ健全な行財政運営ができないということになってございます。このため、平成31年度末の残高において、14億8,000万円程度の財政調整基金があるわけでございます。

昨日、令和2年度予算の議決をいただいたわけでございますが、その予算につつま

しても、当初は収支不足が生じるということで、こちらの基金から約1億7,000万円の繰り入れを行った中で予算を作成している現状でございます。

いかほどの基金を保有するのがベストかという物差しは難しいのですが、現状においては適正な積立てをさせていただいていると思ひますし、過度な積み立てにならないように、将来をしっかりと見極めた中で、行政運営、財政運営を健全に進めてまいりたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 財政調整基金について、もう一度お尋ねいたしますが、今、総務部長から14億8,000万円の基金残があるということで、適正に運用しながら積立てをしているということでありました。

すみません、言葉尻を捕まえるわけではございませんが、町が考える適正な数字がこの14億8,000万円ということでしょうか。先ほど、細かい数字を言うと独り歩きすると町長がおっしゃっていましたが、もう一度お尋ねしますが、どういうところからそこが適正だと思ひますか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） もしかしたら言葉尻を捕まえられたのかもしれないですが、14億8,000万円について、先ほど、私は物差しがないと答弁しましたが、これは正直な気持ちであります。

今、町税の収入が約22億円です。そのうちの町民税が約10億円、固定資産税が10億円という町税収入になっているわけです。これは私の考えになりますけれども、例えば、不幸にして大きな災害に見舞われた場合は、町税については、政策的に減免を実施する事態が想定されるだろうと捉えております。

については、町税は22億円というお話を

しました。同じぐらいの基金があればベストでしょうけれども、今は大体3分の2を保有している状況でございますので、一定の基金を保有しているという意味において、適正という表現を使わせていただきました。

何度も言いますが、答えはなかなか出ないと思うのですけれども、町長が答弁したように、なぜこの額があるのか、今後、町は何をやるのかということを、町民の皆様にはしっかり説明して御理解をいただかなければ、毎年の予算についても御理解をいただけないと思いますので、そこは情報を広くお伝えした中で理解を得る努力をしていきたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） たまたま言葉尻を捕まえてしまいました。きちんとした目的がないまま、ただ単に積み上げてともいう思いが我々にはあります。

今、部長がおっしゃった、今年はこの事業のためにこれだけを使ったということを示していくことが皆さんの責務ということであれば、令和2年度はこういうことで今後やっていくのだということが明確になるといいのかと思います。

今回の議会では、令和2年度の予算執行についていろいろと質疑させていただいて、一定の理解を得られましたが、こういう場でもそういう御答弁があると、より理解しやすいと思っております。

財政調整基金ばかりに時間をとるわけにはいかないので、次に行きます。

町債の償還に関する減債基金というものがありますが、現在、積んであるのが4億4,000万円ぐらいです。これについては、どのような考えでこれだけ積んでいるのかという質問であります。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（中尾 亘君） ただいまの減債基金の積み方の根拠でございますが、ま

ず、目的は、町債の償還に要する経費の財源にするということで積んでおります。

令和元年度末で4億4,800万円ですが、平成30年2月に一部改定しました第2次美幌町財政運営計画で示しているとおり、現在、三つの施設の建築が進行中で、その公債費の償還が令和6年度以降に非常に増えることを見通しております。

運営計画でいきますと、平成31年度、令和元年度に1億7,000万円、令和2年度が9,600万円、以後、令和5年度末には8億9,000万円まで積んで、6年度以降の償還に充てることを現在予定しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 建てるものや買うものなど、お金の使い方はいろいろとあるのですが、我々町民といたしましては、そんなに借金をして物ばかり建ててという思いがあります。建ててほしいという思いはもちろんあるのですけれども、ちゃんと返していけるのかということは、多くの町民が疑問とするところであります。

今後は我々も注視していきますので、その運転については、きちんとした財政運営を心がけていただければと強く思うところであります。

また、大きな数字でいきますと、公共施設整備基金がありますが、最近、これを使ったものはございますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（中尾 亘君） 公共施設整備基金につきまして、最近の多く繰り入れした実績でございますが、平成30年度に町民会館の改築として5,000万円、峠の湯びほろ改修として880万円を繰り入れております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 行政は予算主義ですから、この年はこういう予算を組んで、学校に幾ら、民生費に幾らという予算を組んでいくわけですが、いろいろなことが起きるのがこの世の中です。そんなときに、先ほどの財政調整基金でということになるのでしょうか。

公共施設整備基金においては、読んで字のごとく、公用もしくは公共用に供する施設の整備にかかる経費に充てるという理解でいいと思います。例えば、町で譲り受けたとか、買い受けたという使えない建物が何点か散見されます。あえて言うならば、ユースホステルは、放置しておく、場所的に事件や事故に遭うのではないかと気が持っています。そういうところの利用にこういうお金を充てることはできないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいま稲垣議員が質問されたとおり、公共施設整備基金は、公用、あるいは公共用の施設の整備に充てる基金でございます。

仮に、今、例が挙げたユースホステルを改修して、何か新しい施設として再利用するというのであれば、当然、こういった基金を活用することも可能であると考えてございます。

こちらの基金については、例えば、公共施設は耐用年数が長期間にわたり、多くの町民の皆様、広い世代の皆様が活用する施設ですので、多くの皆様に御負担いただくことが適正であろうという意味のもとに、基金を積み立てた上で施設整備などに活用してきていることになってございます。

これまでもそうですけれども、これからは、将来に向かって必要な公共施設については、この基金を有効に活用して整備を図っていくことが必要であろうと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 理解いたしました。

次に、ふるさとづくり基金ですが、昨今、いろいろな話題がありまして、ふるさと納税としていただいた寄附から必要経費を除いた額を積み立てるというものです。

令和2年度におきましては4,300万円の納税額を予定していると聞き及んでおりますけれども、そうなると、例えば、ふるさと納税については、必要経費である返礼品の金額を単純に3割以内に抑えるようにという総務省からの通達がありますが、全体経費を差し引くと、4,300万円に対してどれぐらいを積み立てられると考えたらよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 令和2年度当初の歳入には、4,300万円のふるさと納税を計上してございますが、御指摘のとおり、必要経費、あるいは返礼品等は大体半分です。

今、きちんとした数字は頭に入っておりませんけれども、当初予算では2,150万円強の積立金を予算計上させていただいております。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） あまり細かい数字を聞くのは何かと思ったのですが、ありがとうございました。

ふるさと納税には増やす努力といいますか、品目などを工夫するところはいっぱいありますので、全国からたくさん集めて、町の新たな投資に使えるものに資するべきだと強く思いますし、拡大する努力が肝要だと思っております。あとは、多目的運動場や庁舎の基金になりますので、これについては大体理解しているところであります。

基金について最後に一つ、町営住宅敷金基金というものがありますけれども、これ

は入居者の皆さんの敷金の徴収、返還のために活用するとあります。今回、保証人の問題で2人をなくすという条例が可決されたところであります。

美幌町は納付率100%ということで大変素晴らしいことですが、100%になるためにこの基金が充たっていることはあるのでしょうか。要は、入居者の未払いに関わって、この基金を使っているのかということでございます。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（中尾 亘君） ただいまの町営住宅敷金基金の概要でございますが、入居時の家賃の2か月分を敷金として徴収して基金に積み立てて、退去時に返還する、あくまでも預託するという基金でございますので、ただいまの御質問とは関係ない形になります。

よろしく願います。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 最後に、新たな基金の創設はないと町長はおっしゃっていましたが、財政運営計画の中には図書館や仲町の公営住宅などがあります。大型の公共事業をやっているさなかでこういう話をするのも何ですが、これも町民が注目する点でありますので、あえてここでお尋ねさせていただきます。

公共施設を、長寿命化で何か政策をして残すのか、または改築、新築をするのか、私はその辺の結論をちゃんと聞いているわけではありませんけれども、どのみち莫大なお金がかかることは目に見えているわけです。

そのために基金を増設するという思いがあって私はこのことを尋ねたのですが、例えば、図書館または公営住宅などは、どちらも10億円を超える建物になると思うのですけれども、莫大な金額がかかる公共施設のときにはどのように進めようというお考えか、お尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 箱物の修繕や改築も含めた基金というお尋ねであります。

第2次財政運営計画を立てさせていただいたときに話によく出ているのが図書館の建設、それから、公営住宅の建て替え、保育園を今後どうするかということで、ある程度見越して計画を立てております。

ですから、今のところは、新たにというよりも、明確になった段階で、特定の財源確保のために、今の基金でいけば、庁舎をあえて公共施設基金から分けることはするかもしれませんが、そういう意味では、今、新たにこのために積み立てるという考えはないだけであります。

本当に考えなければいけないのは、図書館よりも保育園について、町民の皆さんから、かなり古くなってきて今後はどうするかということで、まして、子育てをしっかりとやるという町においてどうなのかという話が出ています。

民間においては、藤幼稚園や大谷幼稚園が認定こども園に移行しながらということで、時期が来たときに専用の基金として分けて積み立てる可能性が出てくるということで、現在は考えていないと御理解いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 財政問題につきましてはこれで終わりますけれども、少ない予算の中と言いながら、毎年これだけの財政支出を伴って運営していくという責務は重大でありますので、今後とも慎重の上に慎重を重ねて財政運営に破綻が決してないように、我々も注視させていただきますけれども、安全運転で、時にはスピードアップも必要かと思いますが、美幌町を守っていく運転をひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、障がい者支援についてであります。

今回、グループホームを増やせないのかという提案であります。行政側も理解しているとおり、ソング、スマイル、そして、あかりの戸数が決して充足しているわけではないということは十分理解いただいていると思います。

私も、このことについては、新しいソング、スマイルのグループホームができる前にもお尋ねした経緯がありますので、ずっと注視をしていたところであります。

私は、障がいをお持ちのお子さんのお父さんやお母さんと会う機会が多いものですが、なかなか言いづらい話ではありますが、皆さんが元気なうちは子育てに一生懸命で生活が行き届いているけれども、自分たちにもし何かがあった場合に子供たちはどうなっていくのだろうと、常にそのことが頭から離れないということです。

我々人間が活着ている間は、どんな立場であろうが、どういう形であろうが、常に問題はあるのですけれども、グループホームは、自立して自分ひとりだとなかなか生きづらいという皆さんのためにあると理解しております。

障害者自立支援法も平成18年から施行されたり、障がい者の皆さんに対するいろいろな補助や手当も充足しているとは思いますが、住まいに関しては、自主自立、特にグループでの生活を支えていくということは美幌町ではなかなかやりづらいところがあります。

御回答の中に、民間活力によるグループホームの整備の支援を行っていくということで、第6期総合計画の中にも載っているところでもあります。これを運営するのはいろいろな福祉団体やNPO団体であると理解しているのですが、改めて、民間活力による整備の支援とはどういうところを指しているのか、お尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの民

間活力による整備という御質問でございます。

先ほどの御質問にありましており、現在は、ソング、スマイルとコミュニティハウスあかりが運営しているということでございまして、充足はしていないという御答弁をさせていただきましたが、実際にどのぐらいの待機者がいるかといいますと、お聞きしたところによると、直近ではソング、スマイルが各2名ずつ待機しているということですが、コミュニティハウスあかりについては、今のところ待機者はいないとお聞きしております。

そういったことから、グループホームが足りていないかということ、待機者はいるものの、今すぐにたくさん的人数が必要とはされていないと考えております。

ただ、今回の障がい福祉計画の策定に伴いアンケート調査をとった中におきましては、今は親御さんたちと暮らしているけれども、将来はグループホームを使いたいという声が聞こえております。そういう方々が実際にグループホームを必要とした場合、どれぐらいの需要になるのかということを見ながら、整備に必要な数を見越して決定していかなければならないと思っております。

行政としては、いろいろな補助金など助成制度がありまして、例えば、敷地などの部分の対応についての支援等も考えられますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 今は、ソング、スマイルには待機者が2名程度いて、コミュニティハウスあかりのほうはゼロということでした。

お答えいただいた内容はどなたから聞いた話なのか、お尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） それぞれの担当の方にお聞きしております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 町としては、担当からの聞き取りだけで判断していると理解するのですが、それは冷たい対応だと私は思うのです。

施設に行つて、住んでいる方とお話をし、どういふ生活をしているのかという実態について聞き取りをされているのでしょうか。住んでいる方にそういう話をしたことがあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 大変申し訳ございませんが、私は聞いておりません。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 日頃、お忙しい中で時間がないことも理解するのですが、町から何がしかのお金が入っていると思ひます。建物ができたときには、見に行かれたり、聞いたりしていると思ひのですが、その後どう運営されて、どういふ生活をされているかという実態については、アンケートも大事ではあるのですが、やはり字から読み取れないものを感じ取つてほしいと思ひのです。

今年もいろいろな計画をつくるときにアンケートをとるといふことでありますが、アンケートの言葉の先にどんなものが隠れているかといふことを肌で感じてもらえるような取組をしていただきたいと思ひています。

今回、新型コロナウイルスの関係について、町民にチラシをすぐに一斉配布するといふフレキシブルなことができる美幌町がありますので、ぜひきめ細かい対応といひますか、そういうところにも手を差し伸べて、今後の福祉事業に反映していただくと、美幌町の温かさや優しさがより伝わる事業が展開できるのではないかと思ひ

ております。ぜひ何かの機会に、住んでいる方と対面していただきたいと思ひます。

これは、私が行つたから言える話であり、その親御さんと話をしたときも、友人、知人はこういう施設を待っているのだと直接聞いているので、今回は2度目の質問をさせていいただいてあります。そこを受け止めていいただいて、ぜひ考えていただきたいと思ひます。

先ほど部長から、新設のグループホームを建てる場合は、敷地の援助などいろいろなことを考えているといふお話がありましたが、こういう建物を建てるとなれば、いろいろな制約もあるでしょうし、大変なことは十分理解してあります。

空き家や公営住宅を使った単身の住まいもありますが、私は、そこを必要としている方たちが自立するための共同生活も一つの大事なポイントだと思ひるので、あえてグループホームにこだわつて質問をさせていいただいてあります。

ですから、空き家や公営住宅などの壁を突き破つて、2軒分の空間に四、五人が入ることはできないかとか、グループホームは2人からできますが、世話人などの細かい問題はたくさんありますけれども、改築できますとか、改修して利用しませんかといふことで、場を提供して皆さんの生活を後押しする施策を打ち出していただくことはできないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） グループホームの取扱いについて、町としては、民間に整備をしていただくといふ考えであります。

それは、町はもう知らないといふことではないです。民間の方がやっているのであれば、町はそれに対して支援をするべきだと思ひています。

本来、こういう施設の整備については、国とか、町民に一番近い立場の私ども自治体がやらなければいけないことだと思ひています。

ただ、行政ですと、将来の維持管理などを考えると非常に難しいところがあるので、民間の方にできるだけ関わっていただいて、それを支援すると。今まででいけば、土地を提供させていただいたり、場合によっては補助等もしなければいけませんし、一義的には国からお金をいただくときの協力をする。

今まで建てた経過について、私は直接の担当ではなかったのですが、療育園に関わった中でいけば、厚労省の予算があまりにも少な過ぎる。そこを所轄する方々とはまた別な立場で、しっかりお金を持ってもらわなければ、逆に、建てたくても、それを割り振ったときに補助規程から全く入ってこないのが現実です。それを改善したいということは、厚労省ではなくて、地元の代議士の方々にしっかり言っていかなければ、建てる側がなかなか大変だと思っています。

今回は、民間の空き家という一つの提案ですが、空き家は、空き家の計画の中にいろいろな制度があります。ですから、国の制度、場合によっては、町が何か制度をつくって、グループホームだけではなく、できるのであれば検討したいと思います。

グループホームについては、これからの需要も含めて、見極めも必要だと思います。そういう意味では、先ほどの待機者の部分については、聞き取りではそれほどではないのですが、私もいろいろな関わりで、その方々と話す機会がある中でいけば、どちらかという希望されている方は、稲垣議員が感じているように、まだ多いと思っています。

ですから、今はないので、皆さん親元とか、関わりのある人と一緒に住んでいますけれども、将来を考えたら、きちんとした見通しを立てた中で、こういう状況においてどうかということをお話していかなければ難しいというのが正直な今の気持ちでござ

います。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 今が何もないからということで、何もしないというわけではないということは理解するのですが、そういう部分にも危機感を持って、次はどういう取組ができるのかということも十二分に視野に入れて、事業に取り組みられることを強く希望するものであります。

御存じのとおり、現在、グループホームに入られている知的障がいや精神障がいなどいろいろな方がいらっしゃいますが、これから特に求められているのは、24時間のケアつきのグループホームだと思います。

現在のグループホームは朝と夜の食事提供の部分で終わっているのですが、求められているのは、ハードルが高いかもしれませんが、24時間のケアつきのグループホームで、そういう方たちの思いとして、利用を待ち焦がれている方も多くいらっしゃいますので、美幌町も、そういう方たちのために支援できる、応援できる施策を打ち出してほしいと思います。そういうことを強く願って、質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、2番稲垣淳一さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午後 3時57分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員